

# あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市役所  
編集兼 中島 修  
発行人

印刷人 三戸 俊彦  
秋田市旭北錦町3番50号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所

## 目次

### 条 例

- 秋田市大森山動物園条例（第60号）……………2
- 秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（第61号）……………3
- 秋田市営住宅条例等の一部を改正する条例（第62号）……………3
- 秋田都市計画事業秋田駅東第二地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例（第63号）……………3
- 秋田市火災予防条例の一部を改正する条例（第64号）……………3

### 規 則

- 秋田市大森山動物園条例施行規則（第65号）……………7
- 秋田市火災予防規則の一部を改正する規則（第66号）……………7
- 秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第67号）……………7
- 市立秋田総合病院管理規則の一部を改正する規則（第68号）……………8

### 上下水道局管理規程

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程（第25号）……………8

### 告 示

- 放置自転車等の撤去および保管について（第297号）……………8
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第298号）……………8
- 住民票の職権消除について（第299号）……………9
- 納税通知書の公示送達について（第300号）……………9
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第301号）……………9
- 放置自転車等の撤去および保管について（第302号）……………9
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる施術者の指定について（第303号）……………10
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる機関の指定について（第304号）……………10
- 介護保険料納入通知書および介護保険料督促状の公示送達について（第305号）……………10
- 町および字の区域の変更について（第306号）……………10
- 町および字の区域ならびにその名称の変更について（第307号）……………10
- 秋田市河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者の指定について（第308号）……………10
- 秋田市雄和観光交流館等の指定管理者の指定について（第309号）……………10
- 秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者の指定について（第310号）……………11

- 秋田市雄和高尾山レクリエーション施設の指定管理者の指定について（第311号）……………11
- 秋田市中高年齢労働者福祉センターおよび秋田市勤労者体育センターの指定管理者の指定について（第312号）……………11
- 秋田市職業訓練センターの指定管理者の指定について（第313号）……………11
- 秋田市立夜間休日応急診療所の指定管理者の指定について（第314号）……………11
- 秋田港振興センターの指定管理者の指定について（第315号）……………11
- 秋田市知的障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について（第316号）……………11
- 秋田市八橋老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について（第317号）……………11
- 秋田市旭南老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について（第318号）……………12
- 秋田市川口老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について（第319号）……………12
- 秋田市外旭川老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について（第320号）……………12
- 秋田市河辺老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について（第321号）……………12
- 秋田市雄和ふれあいプラザの指定管理者の指定について（第322号）……………12
- 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者の指定について（第323号）……………12
- 市道路線廃止に関する告示（第324号）……………12
- 市道路線認定に関する告示（第325号）……………12
- 市道路線の区域決定および供用開始に関する告示（第326号）……………13
- 市道路線の区域決定に関する告示（第327号）……………14
- 平成17年12月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について（第328号）……………14
- 平成17年12月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第329号）……………63

### 教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第17号）……………71

### 選 管 告 示

- 選挙人名簿からの抹消について（第130号）……………71
- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第131号）……………71
- 在外選挙人名簿からの抹消について（第132号）……………71
- 検察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について

て(第133号) .....71

農 委 告 示

○農業委員会の招集について(第15号) .....71

上下水道局告示

○指定給水装置工事事業者の指定について(第57号) .....72

○秋田市上下水道事業に係る水道メーター検針事務の解除について(第58号) .....72

公 告

○土地区画整理事業の終了の認可について .....72

○建築基準法による道路の指定について .....72

○公売公告 .....72

○放置自転車等の撤去および保管について .....73

○入札参加希望者の公募について .....73

○インフルエンザ予防接種の実施について .....75

○秋田市立秋田北中学校の改築に関する基本・実施設計業務委託の技術提案書の提出について .....75

○土地区画整理事業の施行の認可について .....76

○見積価額公告 .....76

○秋田農業振興地域整備計画(河辺地域)の変更について .....76

○インフルエンザ予防接種の実施について .....76

○農用地利用集積計画の策定について .....76

○開発行為に関する工事の完了について .....76

上下水道局公告

○平成17年度下水道受益者負担金の賦課対象区域について .....76

○入札参加希望者の公募について .....77

条 例

秋田市大森山動物園条例をここに公布する。

平成17年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第60号

秋田市大森山動物園条例

(設置)

第1条 秋田市大森山動物園(以下「動物園」という。)を秋田市浜田字潟端154番地に設置する。

(理念)

第2条 動物園は、大森山の豊かな自然の中で、動物との出会いおよびふれあいを通して、市民のレクリエーションの場を提供することにより、自然および命の大切さについて学び、かつ、動物の命をつなぐ場を目指すものとする。

(事業)

第3条 動物園において行う事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育的な配慮のもとに、動物の収集、飼育および展示を行うこと。
(2) 動物に関する知識を深めるための活動ならびに生き物および自然を愛する気持ちを育てる活動を行うこと。
(3) 動物の種の保存活動を行うこと。
(4) 動物に関する調査研究を行うこと。
(5) 野生動物の保護および救護の活動ならびにその支援を行う

こと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業(入園料)

第4条 動物園に入園しようとする者は、別表第1に定める入園料を納付しなければならない。

2 前項の入園料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

(入園の制限等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、動物園への入園を拒否し、又は動物園からの退園を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。
(2) 動物園の施設又はその附属設備を損傷し、又は損傷するおそれがあるとき。
(3) 動物に危害を加え、又は加えるおそれがあるとき。
(4) 他人に迷惑を及ぼし、又は動物に危害を加えるおそれがある動物を携帯しているとき。
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が動物園の管理上支障があると認めるとき。

2 市長は、動物園の管理上必要があると認める場合は、その施設の全部又は一部について立入りを制限し、又は禁止することができる。

(イベント施設の使用)

第6条 動物園の施設のうち規則で定める施設(以下「イベント施設」という。)において、動物園が主催する事業の期間その他の市長が別に定める期間(次項において「イベント期間」という。)に限り、市長の許可を受けて、物品の販売、集会その他の催し等を行うことができる。

2 市長は、前項の規定によりイベント期間を定めたときは、速やかに公表するものとする。

3 第1項の許可には、動物園の管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第7条 イベント施設の使用料は、別表第2に定めるとおりとする。

2 前項の使用料は、使用を許可する際に徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を後納させることができる。

(使用の制限等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、イベント施設の使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消し、もしくは使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
(2) 管理上支障があるとき。
(3) 使用の許可条件に違反したとき。
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用させることを不相当と認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第9条 イベント施設の使用の許可を受けた者は、許可を受けた目的以外にイベント施設を使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(入園料等の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、第4条の入園料又は第7条の使用料を減免することができる。

(入園料等の不還付)

第11条 既納の入園料および使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(秋田市都市公園条例の適用)

第12条 この条例に定めるもののほか、動物園の管理に関し必要な事項は、秋田市都市公園条例(昭和39年秋田市条例第35号)の定めるところによる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(秋田市都市公園条例の一部改正)

2 秋田市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2大森山公園の項を削る。

別表第1(第4条関係)

区 分		単 位	金 額
個人	3月1日から12月31日まで	1人1回	500円
	1月1日から2月末日まで	につき	300円
		1人1年 間につき	1,200円
団体(20人以上)	3月1日から12月31日まで	1人1回	400円
	1月1日から2月末日まで	につき	240円

備 考 中学生以下の入園料は、無料とする。

別表第2(第7条関係)

区 分	単 位	金 額
使用面積20平方メートルまで	1日につき	1,800円
使用面積20平方メートルを超える5平方メートルまでごとに		500円

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第61号

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

秋田市中央卸売市場業務条例(昭和49年秋田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第41条第6項第2号イ中「第19条の8第1項」を「第19条の13第1項」に改める。

附 則

この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第11条の規定による農林水産大臣の認可があった日以後において規則で定める日から施行する。

秋田市営住宅条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第62号

秋田市営住宅条例等の一部を改正する条例

(秋田市営住宅条例の一部改正)

第1条 秋田市営住宅条例(昭和34年秋田市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条中「の各号」を削り、同条第5号中「第3条第3項もしくは第4項」を「第3条第4項もしくは第5項」に改め、同

条第6号中「第20条(」の次に「同法」を加える。

(秋田都市計画事業秋操駅南地区土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第2条 秋田都市計画事業秋操駅南地区土地区画整理事業施行条例(昭和50年秋田市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に、「、その他」を「その他」に改める。

(秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第3条 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例(平成5年秋田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第19条中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

(秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第4条 秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例(平成5年秋田市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第19条中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

(秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第5条 秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業施行条例(平成7年秋田市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

(秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第6条 秋田市特定公共賃貸住宅条例(平成16年秋田市条例第112号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「第3条第3項もしくは第4項」を「第3条第4項もしくは第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田都市計画事業秋田駅東第二地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第63号

秋田都市計画事業秋田駅東第二地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

秋田都市計画事業秋田駅東第二地区土地区画整理事業施行条例(昭和56年秋田市条例第23号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第64号

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例(昭和48年秋田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

目次中「取扱いの技術上の基準」を「取扱いの技術上の基準等」

に、「および取扱いの基準」を「および取扱いの技術上の基準等」に、「第34条」を「第34条の2」に、「第34条の2」を「第34条の3」に改める。

第1条中「取扱いの基準」を「取扱いの技術上の基準等」に改める。

第3条第4項中「第31条の4第1号」を「第31条の4第2項第1号」に改める。

第4条第1項第1号中「、石綿」を削る。

第27条中「第31条の2第1号、第11号から第19号までおよび第21号から第26号までならびに第31条の4第11号」を「第31条の2第1項第2号から第16号までおよび第2項第1号ならびに第31条の4第1項」に改める。

第29条中「の各号」を削り、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

第4章の章名および同章第1節の節名を次のように改める。

第4章 指定数量未満の危険物および指定可燃物の貯蔵および取扱いの技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの技術上の基準等

第31条の前の見出し中「基準」を「技術上の基準等」に改め、同条中「取扱い」の次に「ならびに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造および設備」を加える。

第31条の2中第1号から第9号までを削り、第10号を第1号とし、第11号から第18号までを9号ずつ繰り上げ、第19号および第20号を削り、第21号を第10号とし、第22号から第26号までを11号ずつ繰り上げ、同条に次の2号を加える。

(16) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 固体の危険物にあっては危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。）別表第3、液体の危険物にあっては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第39条の3第2項から第6項までの規定の例による表示をすること。

(17) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ3メートル（第4類の危険物のうち第3石油類および第4石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあっては、4メートル）を超えて積み重ねないこと。

第31条の2に次の1項を加える。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造および設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあっては、0.3メー

トル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）ならびに危険物の類、品名、最大数量および移動タンク以外の場所にある場合は防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

(2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

(3) 危険物を加熱し、もしくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。

(4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

(5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計および有効な安全装置を設けること。

(6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあっては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。

(7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。

(8) 危険物を取り扱うに当たって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

(9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。

ア 配管は、その設置される条件および使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。

イ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。

ウ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあっては、この限りでない。

エ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

オ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。

カ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

第31条の3第2項を削り、同条第1項中「場合の」を「場所の位置、構造および設備の」に改め、同項第1号ただし書中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同項第3号中「不燃材料」を「、不燃材料」に改め、「とともに、高さ6メートルを超えて容器を貯蔵しない」を削り、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外におい

て架台で貯蔵する場合には、高さ6メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

第31条の3の次に次の1条を加える。

第31条の3の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造および設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁、柱、床および天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
- (2) 窓および出入口には、防火戸を設けること。
- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
- (4) 架台を設ける場合は、架台は、不燃材料で堅固に造ること。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明および換気設備を設けること。
- (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

第31条の4中「(地盤面下に埋設されているタンク(以下「地下タンク」という。)および移動タンクを除く。)」を「の位置、構造および設備」に改め、第11号を削り、第12号を第11号とし、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク(地盤面下に埋設されているタンク(以下「地下タンク」という。)および移動タンクを除く。以下この条において同じ。)に危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

第31条の5中「地下タンク」の次に「の位置、構造および設備」を加え、「前条第3号」を「前条第2項第3号」に、「第7号および第11号」を「および第7号」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

第31条の6中「移動タンク」の次に「の位置、構造および設備」を加え、「第31条の4第3号および第11号」を「第31条の4第2項第3号」に改め、同条第5号中「安全な」を「完全な」に改め、同条第12号から第15号までを削り、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第31条の4第1項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結するか、又は注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル(手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。)により注入すること。
- (2) タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が40度以上の第4類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。
- (3) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを有効に接地すること。

(4) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。

第31条の8中「第31条の6まで」の次に「の位置、構造および設備」を加える。

第4章第2節の節名を次のように改める。

第2節 指定可燃物等の貯蔵および取扱いの技術上の基準等

第33条の見出し中「基準」を「技術上の基準等」に改め、同条第1項中「同表備考第5号」を「同表備考第6号」に、「同表備考第7号」を「同表備考第8号」に改め、「の各号」を削り、第1号および第2号を削り、同項第3号ア中「別表第8備考第5号エ」を「別表第8備考第6号エ」に、「危険物が」を「可燃性液体類等が」に改め、同号を同項第1号とし、同項第4号中「別表第8備考第5号エ」を「別表第8備考第6号エ」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「取扱い」の次に「ならびに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造および設備」を加え、「第31条の2第19号および第20号、第31条の3第1項第1号」を「第31条の2第1項第16号および第17号、第31条の3第2項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造および設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類および可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)にあっては容器等の種類および可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第8に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあっては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の場合	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

- (2) 別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床および天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(同表で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物にあっては、壁、柱、床および天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

第34条の見出し中「基準」を「技術上の基準等」に改め、同条第3号中「荷ぐずれ」を「荷崩れ」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 再生資源燃料（別表第8備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 廃棄物固化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。

イ 廃棄物固化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固化燃料等に限り受け入れること。

ウ 3日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講じることができるよう5メートル以下の適切な集積高さとする。

エ 廃棄物固化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

第34条第6号および第7号を削り、同条に次の1項を加える。

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造および設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識ならびに綿花類等の品名、最大数量および防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

(2) 綿花類等のうち廃棄物固化燃料等および合成樹脂類（別表第8備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固化燃料等以外の再生資源燃料および石炭・木炭類（別表第8備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。以下同じ。）にあっては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区 分	距 離
(1) 面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2) 面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合においては、1集積単位の面積が500平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区 分	距 離
(1) 面積が100平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2) 面積が100平方メートルを超え300平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上
(3) 面積が300平方メートルを超え500平方メートル以下の集積単位相互間	3メートル以上

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲に

は、1メートル（別表第8で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁もしくは不燃材料で造った壁に面する場合又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間および異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

エ 別表第8に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁および天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

(4) 廃棄物固化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造および設備は、前号アおよびエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア 廃棄物固化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

イ 別表第8で定める数量の100倍以上の廃棄物固化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは、廃棄物固化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

第34条の2中「以下」の次に「この条において」を、「による貯蔵および取扱い」の次に「ならびに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造および設備」を加え、第4章第3節中同条を第34条の3とし、同章第2節中第34条の次に次の1条を加える。

第34条の2 別表第8で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

第54条第1項中「5倍以上（）」の次に「再生資源燃料、」を加える。

別表第8中「、第34条」を「一第34条の2」に改め、同表わら類の項の次に次のように加える。

再生資源燃料	1,000
--------	-------

別表第8備考中第8号を第9号とし、同表備考第7号中「別表備考第14号」を「別表第1備考第14号」に改め、同号を同表備考第8号とし、同表備考中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する廃棄物固化燃料等を貯蔵し、

又は取り扱う施設については、当該施設が次の各号のすべてに適合する場合に限り、当分の間、改正後の秋田市火災予防条例（以下「新条例」という。）第34条第1項第5号ウの規定は、適用しない。

- (1) 5メートル以下の適切な集積高さを超えることとなるのは、施設の保安確保のために必要な最少限度の回数に止めることとし、かつ、それぞれ連続するおおむね2月以内の期間であること。
  - (2) 前号の期間においては、適切な発熱・発火防止対策および発火時の適切な拡大防止対策が講じられていること。
- 3 この条例の施行の際現に新条例別表第8に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている屋外の場所のうち、新条例第34条第2項第3号イに定める基準に適合しない場所の位置、構造および設備に係る基準については、同号イの規定は、平成19年11月30日までの間は、これを適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に新条例別表第8に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている屋内の場所のうち、新条例第34条第2項第3号ウ（異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所の相互の間を区画する部分に限る。）に定める基準に適合しない場所の位置、構造および設備に係る基準については、同号ウの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に新条例別表第8に定める数量以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）を貯蔵し、又は取り扱っている場所のうち、新条例第34条第2項第4号に定める基準に適合しない場所の位置、構造および設備に係る基準については、平成19年11月30日までの間は、これを適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に新条例別表第8に定める数量以上の再生資源燃料を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者に対する新条例第54条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「秋田市火災予防条例の一部を改正する条例（平成17年秋田市条例第64号）の施行の日から起算して1月を経過する日までに」とする。
- （罰則に関する経過措置）
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 規 則

秋田市大森山動物園条例施行規則をここに公布する。

平成17年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

### 秋田市規則第65号

秋田市大森山動物園条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市大森山動物園条例（平成17年秋田市条例第60号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開園日）

第2条 秋田市大森山動物園（以下「動物園」という。）の開園日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 3月の第3土曜日（その日の前日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、3月の第3土曜日の前日）から

11月30日（同日が金曜日に当たるときは12月2日とし、11月30日が土曜日に当たるときは12月1日）までの日

- (2) 1月4日から2月末日までの期間における日曜日、土曜日および休日

（開園時間）

第3条 動物園の開園時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 前条第1号に掲げる日 午前9時から午後4時30分まで
- (2) 前条第2号に掲げる日 午前11時から午後2時まで

（イベント施設）

第4条 条例第6条第1項の規則で定める施設は、森のステージ広場、正面ゲート広場およびふれあいランドお弁当広場とする。

（使用許可申請）

第5条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、イベント施設使用許可申請書（以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 許可申請書の提出は、使用しようとする日から起算して30日前までに行わなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用許可書）

第6条 市長は、許可申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、イベント施設使用許可書を交付するものとする。

（使用の中止等の届出）

第7条 条例第6条第1項の許可を受けた者は、使用を中止し、又は使用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

（秋田市大森山動物園管理規則の廃止）

- 2 秋田市大森山動物園管理規則（昭和56年秋田市規則第22号）は、廃止する。

秋田市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

### 秋田市規則第66号

秋田市火災予防規則の一部を改正する規則

秋田市火災予防規則（昭和48年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条の表左欄中「第31条の2第1号」を「第31条の2第2項第1号」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に、「第34条第5号」を「第34条第2項第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

### 秋田市規則第67号

秋田市政組織規則の一部を改正する規則

秋田市政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第35条中「秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）」を「秋田市大森山動物園条例（平成17年秋田市条例第60号）」に改める。

第36条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 野生動物の保護および救護の活動ならびにその支援に関すること。

第36条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 動物についての知識および動物愛護思想の普及に関すること。

(5) 動物の種の保存活動に関すること。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

市立秋田総合病院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第68号

市立秋田総合病院管理規則の一部を改正する規則

市立秋田総合病院管理規則（昭和30年秋田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(受付時間および診療時間)」に改め、同条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、院長が特に必要があると認めるときは、臨時に受付時間又は診療時間を変更することができる。

第2条第2項中「の各号」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 日曜日および土曜日

第2条第3項中「随時」を「、随時」に改める。

第4条中「診療録の受付」を「診療の受け付け」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「患者」の次に「および診察の予約をしている患者ならびに紹介状を持参した者について」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項ただし書および第2項第1号の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

上下水道局管理規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年12月5日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局管理規程第25号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和53年水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第19条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第20条第3号中「又は第4号」を削る。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第297号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成17年12月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 68台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 25台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成17年11月16日から同年11月29日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市中通七丁目1番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成17年12月20日から平成18年6月20日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活課 電話866-2035

秋田市中通七丁目1番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第298号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成17年12月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称



指定番号	住 所	名 称
356	御所野湯本二丁目1番21号	ファミリーマート御所野湯本店

秋田市告示第299号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年12月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

下浜羽川字下野2番地12	赤田子之哉
御野場五丁目7番18号	奥山 亮一

(教示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。(行政不服審査法第20条)

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。(行政事件訴訟法第8条)

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第300号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年12月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成17年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第301号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年12月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成17年度国民健康保険税督促状

秋田市告示第302号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成17年12月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 45台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 13台
    - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
平成17年12月1日から同年12月15日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後7時まで
    - イ 場所 秋田市中通七丁目1番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成18年1月3日から同年7月3日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活課 電話866-2035

秋田市中通七丁目1番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第303号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成17年12月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
長谷部健一	長 谷 部 治 療 院	秋田市河辺和田字北 條ヶ崎20番地1	平成17年 11月18日

秋田市告示第304号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成17年12月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定年月日
ショートステイ 陽 福 苑	秋田市下北手松崎字上崎 47番地1	平成17年 10月28日
有限会社おーがすと 訪問介護いやる秋田	秋田市山王三丁目3番20 号	平成17年 11月28日
御 野 場 病 院 デイサービスセンター	秋田市御野場四丁目3番 4号	平成17年 11月1日
有 限 会 社 サンショウ仁井田店	秋田市仁井田二ツ屋一丁 目11番46号	平成17年 12月9日
有限会社ポプラ・ ケアサービス	秋田市保戸野八丁5番33 号 コーポかほく201	平成17年 12月12日

秋田市告示第305号

次の介護保険料納入通知書および介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年12月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成17年度介護保険料納入通知書  
平成17年度介護保険料督促状

秋田市告示第306号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、秋田市の区域内の町および字の区域を次のとおり変更するので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

この変更の処分は、当該変更区域に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告が

あった日の翌日から効力を生ずる。

平成17年12月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久  
記

変更前の町および字の区域	変更後の字の区域
秋田市手形字山崎 92の3およびこの区域に隣接する道路、水路である秋田市有地の全部	秋田市手形字西谷地
秋田市楢山字長沼 218の5、221の8の一部、221の9の一部、221の10から221の16まで、221の17の一部、221の18の一部、221の22の一部、221の24から221の38まで、239およびこれらの区域に介在する道路である秋田市有地の全部	
秋田市中通七丁目 92の6およびこの区域に隣接する道路である秋田市有地の全部	

秋田市告示第307号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、秋田市の区域内の別図1（省略）に示す町および字の区域ならびにその名称を別図2（省略）に示すとおりに変更するので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

この変更の処分は、平成18年2月1日から効力を生ずるものとする。

平成17年12月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第308号

秋田市河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成17年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設名 秋田市河辺ユフォーレ公園施設
- 2 指定管理者 秋田市河辺三内字丸舞1番地1  
河辺地域振興株式会社  
代表取締役 名古屋 昇
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

秋田市告示第309号

秋田市雄和観光交流館等の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成17年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設名 秋田市雄和観光交流館  
秋田市雄和里の家  
秋田市雄和観光農産物加工所  
秋田市雄和ふるさと温泉

- 秋田市雄和コテージ  
秋田市雄和サイクリングターミナル
- 2 指定管理者 秋田市雄和妙法字糠塚1番地1  
株式会社雄和振興公社  
代表取締役 伊 藤 憲 一
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

**秋田市告示第310号**

秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。  
平成17年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設名 秋田市雄和観光花き栽培園
- 2 指定管理者 秋田市雄和妙法字糠塚21番地  
秋田グリア栽培組合  
組合長 鷺 澤 幸 治
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

**秋田市告示第311号**

秋田市雄和高尾山レクリエーション施設の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。  
平成17年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設名 秋田市雄和高尾山レクリエーション施設
- 2 指定管理者 秋田市雄和平沢字舟津田78番地1  
伊藤工業株式会社  
代表取締役社長 伊 藤 満
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

**秋田市告示第312号**

秋田市中高齢労働者福祉センターおよび秋田市勤労者体育センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。  
平成17年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設名 秋田市中高齢労働者福祉センターおよび秋田市勤労者体育センター
- 2 指定管理者 秋田市御所野地蔵田三丁目1番1号  
財団法人秋田市勤労者福祉振興協会  
理事長 佐 藤 英 實
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

**秋田市告示第313号**

秋田市職業訓練センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。  
平成17年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設名 秋田市職業訓練センター
- 2 指定管理者 秋田市寺内字三千刈321番地の1  
職業訓練法人秋田中央職業訓練協会

会長 中 泉 金 一

- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

**秋田市告示第314号**

秋田市立夜間休日応急診療所の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成17年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設名 秋田市立夜間休日応急診療所
- 2 指定管理者 秋田市八橋南一丁目8番5号  
社団法人秋田市医師会  
会長 大 野 忠
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

**秋田市告示第315号**

秋田港振興センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成17年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設名 秋田港振興センター
- 2 指定管理者 秋田市土崎港西一丁目9番1号  
ポート秋田株式会社  
代表取締役社長 石 田 俊 介
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

**秋田市告示第316号**

秋田市知的障害者デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成17年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設名 秋田市知的障害者デイサービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市柳田字竹生168番地  
社会福祉法人秋田育明会  
理事長 渡 辺 久 雄
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

**秋田市告示第317号**

秋田市八橋老人デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成17年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設名 秋田市八橋老人デイサービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市寺内後城6番41号  
社会福祉法人秋田県厚生協会  
理事長 加 藤 二 郎
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

**秋田市告示第318号**

秋田市旭南老人デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成17年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設名 秋田市旭南老人デイサービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市旭南一丁目5番6号  
社会福祉法人秋田聖徳会  
会長 辻 兵 吉
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

**秋田市告示第319号**

秋田市川口老人デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成17年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設名 秋田市川口老人デイサービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市太平八田字藤ノ崎231番地の3  
社会福祉法人晃和会  
理事長 加 藤 光 俊
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

**秋田市告示第320号**

秋田市外旭川老人デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成17年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設名 秋田市外旭川老人デイサービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市上新城中字片野4番地  
社会福祉法人幸楽会  
理事長 嵯 峨 正 明
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

**秋田市告示第321号**

秋田市河辺老人デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成17年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設名 秋田市河辺老人デイサービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市八橋南一丁目8番2号  
社会福祉法人秋田市社会福祉協議会  
会長 鈴 木 彪 四 郎
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

**秋田市告示第322号**

秋田市雄和ふれあいプラザの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成17年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設名 秋田市雄和ふれあいプラザ
- 2 指定管理者 秋田市八橋南一丁目8番2号  
社会福祉法人秋田市社会福祉協議会  
会長 鈴 木 彪 四 郎
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

**秋田市告示第323号**

秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成17年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設名 秋田市太平山スキー場  
太平山リゾート公園
- 2 指定管理者 秋田市仁別字マントラメ213番地  
太平山観光開発株式会社  
代表取締役社長 成 田 和 雄
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

**秋田市告示第324号**

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 廃止路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
40492	外旭川八幡田 4号線	秋田市外旭川字八幡田283番地先	
		秋田市外旭川字松崎15番地先	

2 縦覧期間

平成17年12月26日から  
平成18年1月9日まで

**秋田市告示第325号**

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示す

る。  
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
41234	外旭川在家23号線	秋田市外旭川八柳二丁目259番1地先 秋田市外旭川八柳二丁目385番1地先	
50993	御所野ニュータウン 173号線	秋田市御所野地藏田五丁目187番地先 秋田市御所野地藏田五丁目23番11地先	
50994	御所野ニュータウン 174号線	秋田市御所野地藏田五丁目29番3地先 秋田市御所野地藏田五丁目31番1地先	
50995	御所野ニュータウン 175号線	秋田市御所野地藏田五丁目31番4地先 秋田市御所野地藏田五丁目31番3地先	
50996	御所野ニュータウン 176号線	秋田市御所野地藏田五丁目30番5地先 秋田市御所野地藏田五丁目30番18地先	
50997	御所野ニュータウン 177号線	秋田市御所野地藏田五丁目29番7地先 秋田市御所野地藏田五丁目29番7地先	
50998	御所野ニュータウン 178号線	秋田市御所野地藏田五丁目30番8地先 秋田市御所野地藏田五丁目30番14地先	
50999	新都市25号線	秋田市御所野湯本五丁目1番1地先 秋田市御所野湯本五丁目1番38地先	
60824	新屋前野町16号線	秋田市新屋前野町3番地先 秋田市新屋前野町50番10地先	
60825	新屋勝平町12号線	秋田市新屋勝平町286番146地先 秋田市新屋勝平町164番56地先	
90458	金足岩瀬4号線	秋田市金足岩瀬字長田9番1地先 秋田市金足岩瀬字長田15番1地先	
90459	天ノ袋2号線	秋田市飯島字前田表156番2地先 秋田市飯島字前田表127番地先	

2 縦覧期間

平成17年12月26日から  
平成17年1月9日まで

規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。  
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月26日

秋田市告示第326号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	路線名	起 点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終 点		
市道	外旭川在家23号線	秋田市外旭川八柳二丁目259番1地先 秋田市外旭川八柳二丁目385番1地先	82.00	6.00
市道	御所野ニュータウン 173号線	秋田市御所野地藏田五丁目187番地先 秋田市御所野地藏田五丁目23番11地先	330.50	8.00
市道	御所野ニュータウン 174号線	秋田市御所野地藏田五丁目29番3地先 秋田市御所野地藏田五丁目31番1地先	391.10	6.00
市道	御所野ニュータウン 175号線	秋田市御所野地藏田五丁目31番4地先 秋田市御所野地藏田五丁目31番3地先	29.80	6.00
市道	御所野ニュータウン 176号線	秋田市御所野地藏田五丁目30番5地先 秋田市御所野地藏田五丁目30番18地先	27.50	6.00
市道	御所野ニュータウン 177号線	秋田市御所野地藏田五丁目29番7地先 秋田市御所野地藏田五丁目29番7地先	31.00	4.00

市道	御所野ニュータウン 178号線	秋田市御所野地藏田五丁目30番8地先 秋田市御所野地藏田五丁目30番14地先	31.10	4.00
市道	新屋前野町16号線	秋田市新屋前野町3番地先 秋田市新屋前野町50番10地先	150.00	4.10 ～ 6.80
市道	新屋勝平町12号線	秋田市新屋勝平町286番146地先 秋田市新屋勝平町164番56地先	126.00	4.00 ～ 4.20
市道	金足岩瀬4号線	秋田市金足岩瀬字長田9番1地先 秋田市金足岩瀬字長田15番1地先	86.00	6.10 ～ 13.00

2 区域決定および供用開始の期日  
平成17年12月26日

3 縦覧期間  
平成17年12月26日から  
平成18年1月9日まで

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、  
次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧  
に供する。

平成17年12月26日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第327号

市道路線の区域決定に関する告示

1 道路の区域

道路の 種 類	路 線 名	起 点		総 延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点			
市道	新都市25号線	秋田市御所野湯本五丁目1番1地先 秋田市御所野湯本五丁目1番38地先		370.00	9.00
市道	天ノ袋2号線	秋田市飯島字前田表156番2地先 秋田市飯島字前田表127番地先		125.00	10.00

2 縦覧期間

平成17年12月26日から  
平成18年1月9日まで

秋田市告示第328号

平成17年12月5日の「平成17年12月秋田市議会定例会」におい  
て認定を経た決算およびその要領は別紙のとおりである。

平成17年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成16年度秋田市一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 市 税		円 40,601,156,000	円 44,191,428,140	円 40,729,581,513	円 514,348,408	円 2,950,031,102	円 128,425,513
	1 市 民 税	16,309,070,000	17,093,391,690	16,197,237,509	98,945,073	799,247,357	△111,832,491
	2 固 定 資 産 税	20,623,758,000	23,246,127,674	20,782,015,294	409,859,885	2,054,695,895	158,257,294
	3 軽自動車税	354,882,000	381,969,323	352,162,700	3,022,950	26,834,773	△2,719,300
	4 市たばこ税	1,999,642,000	2,099,867,201	2,099,867,201	0	0	100,225,201
	5 鉱 産 税	7,283,000	6,297,900	6,297,900	0	0	△985,100
	6 特 別 土 地 保 有 税	2,000	22,778,477	0	0	22,778,477	△2,000
	7 入 湯 税	16,628,000	17,903,775	17,903,775	0	0	1,275,775
	8 事 業 所 税	1,289,891,000	1,323,092,100	1,274,097,134	2,520,500	46,474,600	△15,793,866

2 地方譲与税	1,700,463,000	1,702,307,278	1,702,307,278	0	0	1,844,278
1 所得譲与税	546,564,000	547,551,000	547,551,000	0	0	987,000
2 自動車重量譲与税	817,967,000	812,104,000	812,104,000	0	0	△5,863,000
3 地方道路譲与税	275,250,000	291,630,000	291,630,000	0	0	16,380,000
4 特別とん譲与税	37,069,000	29,439,278	29,439,278	0	0	△7,629,722
5 航空機燃料譲与税	23,613,000	21,583,000	21,583,000	0	0	△2,030,000
3 利子割交付金	270,317,000	300,408,000	300,408,000	0	0	30,091,000
1 利子割交付金	270,317,000	300,408,000	300,408,000	0	0	30,091,000
4 配当割交付金	42,706,000	23,916,000	23,916,000	0	0	△18,790,000
1 配当割交付金	42,706,000	23,916,000	23,916,000	0	0	△18,790,000
5 株式等譲渡所得割交付金	11,774,000	24,666,000	24,666,000	0	0	12,892,000
1 株式等譲渡所得割交付金	11,774,000	24,666,000	24,666,000	0	0	12,892,000
6 地方消費税交付金	3,033,781,000	3,390,459,000	3,390,459,000	0	0	356,678,000
1 地方消費税交付金	3,033,781,000	3,390,459,000	3,390,459,000	0	0	356,678,000
7 ゴルフ場利用税交付金	62,063,000	66,362,485	66,362,485	0	0	4,299,485
1 ゴルフ場利用税金	62,063,000	66,362,485	66,362,485	0	0	4,299,485
8 自動車取得税交付金	338,656,000	335,022,000	335,022,000	0	0	△3,634,000
1 自動車取得税交付金	338,656,000	335,022,000	335,022,000	0	0	△3,634,000
9 国有提供施設等所在市助成交付金	6,082,000	6,806,000	6,806,000	0	0	724,000
1 国有提供施設等所在市助成交付金	6,082,000	6,806,000	6,806,000	0	0	724,000
10 地方特例交付金	1,399,000,000	1,429,859,000	1,429,859,000	0	0	30,859,000
1 地方特例交付金	1,399,000,000	1,429,859,000	1,429,859,000	0	0	30,859,000
11 地方交付税	17,855,631,000	18,716,597,000	18,716,597,000	0	0	860,966,000
1 地方交付税	17,855,631,000	18,716,597,000	18,716,597,000	0	0	860,966,000
12 交通安全対策特別交付金	90,379,000	93,814,000	93,814,000	0	0	3,435,000
1 交通安全対策特別交付金	90,379,000	93,814,000	93,814,000	0	0	3,435,000
13 分担金及び負担金	996,544,000	1,034,442,441	922,907,773	9,403,879	102,130,789	△73,636,227

	1 分担金	887,000	889,133	889,133	0	0	2,133
	2 負担金	995,657,000	1,033,553,308	922,018,640	9,403,879	102,130,789	△73,638,360
14	使用料及び手数料	2,336,068,000	2,458,809,150	2,322,985,790	0	135,823,360	△13,082,210
	1 使用料	1,539,996,000	1,598,163,188	1,462,339,828	0	135,823,360	△77,656,172
	2 手数料	796,072,000	860,645,962	860,645,962	0	0	64,573,962
15	国庫支出金	16,035,275,000	15,831,236,535	14,953,074,535	0	878,162,000	△1,082,200,465
	1 国庫負担金	11,093,125,000	11,050,771,939	11,050,771,939	0	0	△42,353,061
	2 国庫補助金	4,843,229,000	4,678,956,528	3,800,794,528	0	878,162,000	△1,042,434,472
	3 委託金	98,921,000	101,508,068	101,508,068	0	0	2,587,068
16	県支出金	3,203,885,000	2,975,689,695	2,975,689,695	0	0	△228,195,305
	1 県負担金	561,194,000	569,881,450	569,881,450	0	0	8,687,450
	2 県補助金	2,123,040,000	1,901,055,325	1,901,055,325	0	0	△221,984,675
	3 委託金	519,651,000	504,752,920	504,752,920	0	0	△14,898,080
17	財産収入	572,722,000	490,841,109	488,610,844	0	2,230,265	△84,111,156
	1 財産運用収入	179,722,000	182,110,938	179,880,673	0	2,230,265	158,673
	2 財産売払収入	393,000,000	308,730,171	308,730,171	0	0	△84,269,829
18	寄附金	20,487,000	20,816,329	20,816,329	0	0	329,329
	1 寄附金	20,487,000	20,816,329	20,816,329	0	0	329,329
19	繰入金	5,426,841,000	2,244,186,000	2,244,186,000	0	0	△3,182,655,000
	1 特別会計繰入金	108,843,000	108,843,000	108,843,000	0	0	0
	2 基金繰入金	5,317,998,000	2,135,343,000	2,135,343,000	0	0	△3,182,655,000
20	繰越金	2,025,975,000	2,025,975,283	2,025,975,283	0	0	283
	1 繰越金	2,025,975,000	2,025,975,283	2,025,975,283	0	0	283
21	諸収入	7,673,291,000	7,691,710,217	7,608,016,811	3,147,400	80,564,672	△65,274,189
	1 延滞金、加算金及び過	17,474,000	17,709,105	17,727,771	0	0	253,771
	2 市預金利子	920,000	1,002,256	1,002,256	0	0	82,256
	3 貸付金元利収入	5,280,473,000	5,016,669,677	5,003,245,253	0	13,424,424	△277,227,747



	4 受託事業収入	142,667,000	152,970,300	152,970,300	0	0	10,303,300
	5 雑入	2,231,757,000	2,503,358,879	2,433,071,231	3,147,400	67,140,248	201,314,231
22 市債		21,397,300,000	19,826,600,000	19,826,600,000	0	0	△1,570,700,000
	1 市債	21,397,300,000	19,826,600,000	19,826,600,000	0	0	△1,570,700,000
歳入合計		125,100,396,000	124,881,951,662	120,208,661,336	526,899,687	4,148,942,188	△4,891,734,664

## 歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 議会費		円 735,025,000	円 714,209,804	円 0	円 20,815,196	円 20,815,196
	1 議会費	735,025,000	714,209,804	0	20,815,196	20,815,196
2 総務費		14,251,945,000	13,581,116,349	17,171,000	653,657,651	670,828,651
	1 総務管理費	12,415,665,000	11,842,749,154	17,171,000	555,744,846	572,915,846
	2 徴税費	1,064,559,000	1,027,167,291	0	37,391,709	37,391,709
	3 戸籍住民基本台帳費	345,235,000	312,132,308	0	33,102,692	33,102,692
	4 選挙費	221,433,000	213,714,535	0	7,718,465	7,718,465
	5 統計調査費	99,383,000	93,710,796	0	5,672,204	5,672,204
	6 監査委員費	105,670,000	91,642,265	0	14,027,735	14,027,735
3 民生費		29,002,856,000	27,861,024,814	0	1,141,831,186	1,141,831,186
	1 社会福祉費	13,334,653,000	12,499,051,067	0	835,601,933	835,601,933
	2 児童福祉費	7,476,825,000	7,342,240,407	0	134,584,593	134,584,593
	3 生活保護費	8,144,440,000	7,974,812,606	0	169,627,394	169,627,394
	4 国民年金費	45,774,000	44,170,734	0	1,603,266	1,603,266
	5 災害救助費	1,164,000	750,000	0	414,000	414,000
4 衛生費		8,965,865,000	8,431,885,782	309,288,000	224,691,218	533,979,218
	1 環境衛生費	360,278,000	329,564,139	0	30,713,861	30,713,861
	2 保健所費	2,028,921,000	1,950,688,451	0	78,232,549	78,232,549
	3 清掃費	4,940,741,000	4,516,408,661	309,288,000	115,044,339	424,332,339
	4 病院費	1,341,893,000	1,341,893,000	0	0	0

	5 上水道費	258,956,000	258,956,000	0	0	0
	6 食肉衛生検査所費	35,076,000	34,375,531	0	700,469	700,469
5 労働費		563,002,000	547,752,735	0	15,249,265	15,249,265
	1 労働諸費	563,002,000	547,752,735	0	15,249,265	15,249,265
6 農林水産業費		1,672,977,000	1,551,235,983	925,000	120,816,017	121,741,017
	1 農業費	1,236,820,000	1,138,484,556	925,000	97,410,444	98,335,444
	2 林業費	436,157,000	412,751,427	0	23,405,573	23,405,573
7 商工費		6,623,117,000	6,303,187,473	0	319,929,527	319,929,527
	1 商工費	6,623,117,000	6,303,187,473	0	319,929,527	319,929,527
8 土木費		22,905,159,000	20,426,798,696	1,936,303,000	542,057,304	2,478,360,304
	1 土木管理費	440,671,000	432,373,929	0	8,297,071	8,297,071
	2 道路橋りょう費	5,841,566,000	5,247,489,245	483,446,000	110,630,755	594,076,755
	3 河川費	370,543,000	271,052,465	60,030,000	39,460,535	99,490,535
	4 港湾費	409,234,000	375,321,605	0	33,912,395	33,912,395
	5 都市計画費	9,137,189,000	7,494,477,878	1,392,827,000	249,884,122	1,642,711,122
	6 下水道費	5,682,047,000	5,682,047,000	0	0	0
	7 住宅費	1,023,909,000	924,036,574	0	99,872,426	99,872,426
9 消防費		3,116,700,000	3,083,780,200	0	32,919,800	32,919,800
	1 消防費	3,116,700,000	3,083,780,200	0	32,919,800	32,919,800
10 教育費		14,557,481,000	13,636,455,118	138,755,000	782,270,882	921,025,882
	1 教育総務費	1,867,183,000	1,727,856,978	0	139,326,022	139,326,022
	2 小学校費	3,515,582,000	3,228,009,905	0	287,572,095	287,572,095
	3 中学校費	3,573,603,000	3,319,736,685	83,386,000	170,480,315	253,866,315
	4 高等学校費	863,836,000	846,962,652	0	16,873,348	16,873,348
	5 社会教育費	2,532,927,000	2,432,991,950	0	99,935,050	99,935,050
	6 保健体育費	1,263,806,000	1,168,243,140	55,369,000	40,193,860	95,562,860
	7 専修学校費	107,042,000	103,741,797	0	3,300,203	3,300,203

	8 短期大学費	833,502,000	808,912,011	0	24,589,989	24,589,989
11 災害復旧費		53,180,000	33,589,300	9,425,000	10,165,700	19,590,700
	1 農林水産施設 災害復旧費	45,144,000	31,583,300	9,425,000	4,135,700	13,560,700
	2 公共土木施設 災害復旧費	8,034,000	2,006,000	0	6,028,000	6,028,000
	3 教育施設 災害復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000
12 公債費		21,583,443,000	21,548,441,549	0	35,001,451	35,001,451
	1 公債費	21,583,443,000	21,548,441,549	0	35,001,451	35,001,451
13 諸支出金		1,052,661,000	1,052,659,013	0	1,987	1,987
	1 公営企業費	959,409,000	959,409,000	0	0	0
	2 雑支出	1,000	0	0	1,000	1,000
	3 旧町借入金 返済金	93,251,000	93,250,013	0	987	987
14 予備費		16,985,000	0	0	16,985,000	16,985,000
	1 予備費	16,985,000	0	0	16,985,000	16,985,000
歳出合計		125,100,396,000	118,772,136,816	2,411,867,000	3,916,392,184	6,328,259,184

歳入歳出差引残額 1,436,524,520円

平成16年度秋田市土地区画整理会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
1 国庫支出金		円 513,650,000	円 513,650,000	円 506,750,000	円 0	円 6,900,000	円 △6,900,000
	1 国庫補助金	513,650,000	513,650,000	506,750,000	0	6,900,000	△6,900,000
2 保留地処分収入		0	0	0	0	0	0
	1 保留地処分 収入	0	0	0	0	0	0
3 換地清算金		4,723,000	12,965,815	12,796,053	150,626	19,136	8,073,053
	1 換地清算金	4,723,000	12,965,815	12,796,053	150,626	19,136	8,073,053
4 財産収入		1,000	42,915,597	42,915,597	0	0	42,914,597
	1 財産売却 収入	1,000	42,915,597	42,915,597	0	0	42,914,597
5 繰入金		952,358,000	952,358,000	906,495,000	0	45,863,000	△45,863,000

	1 繰入金	952,358,000	952,358,000	906,495,000	0	45,863,000	△45,863,000
6 繰越金		66,073,000	162,176,401	162,176,401	0	0	96,103,401
	1 繰越金	66,073,000	162,176,401	162,176,401	0	0	96,103,401
歳入合計		1,536,805,000	1,684,065,813	1,631,133,051	150,626	52,782,136	94,328,051

## 歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 事業費		円 1,331,805,000	円 1,248,582,408	円 80,077,000	円 3,145,592	円 83,222,592
	1 土地区画 整理費	1,331,805,000	1,248,582,408	80,077,000	3,145,592	83,222,592
2 公債費		204,000,000	199,143,197	0	4,856,803	4,856,803
	1 公債費	204,000,000	199,143,197	0	4,856,803	4,856,803
3 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳出合計		1,536,805,000	1,447,725,605	80,077,000	9,002,395	89,079,395

歳入歳出差引残額 183,407,446円

## 平成16年度秋田市市有林会計歳入歳出決算書

## 歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 財産収入		円 13,485,000	円 29,459,322	円 29,459,322	円 0	円 0	円 15,974,322
	1 財産運用 収入	2,823,000	2,825,013	2,825,013	0	0	2,013
	2 財産売払 収入	3,362,000	3,360,950	3,360,950	0	0	△1,050
	3 分収林収入	7,300,000	23,273,359	23,273,359	0	0	15,973,359
2 繰入金		123,852,000	123,852,000	123,852,000	0	0	0
	1 繰入金	123,852,000	123,852,000	123,852,000	0	0	0
3 繰越金		20,808,000	20,808,210	20,808,210	0	0	210
	1 繰越金	20,808,000	20,808,210	20,808,210	0	0	210
4 諸収入		236,000	306,190	306,190	0	0	70,190
	1 雑入	236,000	306,190	306,190	0	0	70,190

5 市 債	29,000,000	29,000,000	29,000,000	0	0	0
1 市 債	29,000,000	29,000,000	29,000,000	0	0	0
歳 入 合 計	187,381,000	203,425,722	203,425,722	0	0	16,044,722

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		円 38,641,000	円 38,539,888	円 0	円 101,112	円 101,112
1 総務管理費		38,641,000	38,539,888	0	101,112	101,112
2 事業費		39,098,000	38,780,245	0	317,755	317,755
1 造林事業費		39,098,000	38,780,245	0	317,755	317,755
3 公債費		99,787,000	99,275,169	0	511,831	511,831
1 公債費		99,787,000	99,275,169	0	511,831	511,831
4 諸支出金		9,355,000	9,354,749	0	251	251
1 分収交付金		9,355,000	9,354,749	0	251	251
5 予備費		500,000	0	0	500,000	500,000
1 予備費		500,000	0	0	500,000	500,000
歳 出 合 計		187,381,000	185,950,051	0	1,430,949	1,430,949

歳入歳出差引残額 17,475,671円

平成16年度秋田市市営基地会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 使用料及び手数料		円 38,418,000	円 38,750,103	円 38,468,213	円 0	円 281,890	円 50,213
1 使用料		22,320,000	22,320,800	22,320,800	0	0	800
2 手数料		16,098,000	16,429,303	16,147,413	0	281,890	49,413
2 繰越金		15,241,000	15,241,488	15,241,488	0	0	488
1 繰越金		15,241,000	15,241,488	15,241,488	0	0	488
3 諸収入		3,286,000	3,286,627	3,286,627	0	0	627
1 雑 入		3,286,000	3,286,627	3,286,627	0	0	627

歳 入 合 計	56,945,000	57,278,218	56,996,328	0	281,890	51,328
---------	------------	------------	------------	---	---------	--------

## 歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		55,945,000	55,053,650	0	891,350	891,350
	1 総務管理費	30,930,000	30,038,650	0	891,350	891,350
	2 繰出金	25,015,000	25,015,000	0	0	0
2 公債費		0	0	0	0	0
	1 公債費	0	0	0	0	0
3 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		56,945,000	55,053,650	0	1,891,350	1,891,350

歳入歳出差引残額 1,942,678円

## 平成16年度秋田市中央卸売市場会計歳入歳出決算書

## 歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 使用料及び手数料		293,716,000	299,169,127	295,461,888	0	3,707,239	1,745,888
	1 使用料	293,710,000	299,159,227	295,451,988	0	3,707,239	1,741,988
	2 手数料	6,000	9,900	9,900	0	0	3,900
2 繰入金		160,880,000	160,880,000	160,880,000	0	0	0
	1 繰入金	160,880,000	160,880,000	160,880,000	0	0	0
3 繰越金		14,799,000	14,799,341	14,799,341	0	0	341
	1 繰越金	14,799,000	14,799,341	14,799,341	0	0	341
4 諸収入		191,470,000	194,302,837	192,701,679	0	1,601,158	1,231,679
	1 貸付金 元利収入	84,325,000	84,325,219	84,325,219	0	0	219
	2 雑収入	107,145,000	109,977,618	108,376,460	0	1,601,158	1,231,460
歳 入 合 計		660,865,000	669,151,305	663,842,908	0	5,308,397	2,977,908

## 歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	円 456,726,000	円 443,097,153	円 0	円 13,628,847	円 13,628,847
	1 総務管理費	456,726,000	443,097,153	0	13,628,847	13,628,847
2	事業費	16,000,000	15,172,500	0	827,500	827,500
	1 中央卸売市場 施設整備費	16,000,000	15,172,500	0	827,500	827,500
3	公債費	187,139,000	185,236,320	0	1,902,680	1,902,680
	1 公債費	187,139,000	185,236,320	0	1,902,680	1,902,680
4	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳出合計		660,865,000	643,505,973	0	17,359,027	17,359,027

歳入歳出差引残額 20,336,935円

## 平成16年度秋田市農業集落排水会計歳入歳出決算書

## 歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	分担金及び負担金	円 12,987,000	円 13,416,649	円 10,681,649	円 0	円 2,735,000	円 △2,305,351
	1 分担金	12,987,000	13,416,649	10,681,649	0	2,735,000	△2,305,351
2	使用料及び手数料	82,904,000	81,719,191	78,575,421	0	3,143,770	△4,328,579
	1 使用料	82,904,000	81,719,191	78,575,421	0	3,143,770	△4,328,579
3	県支出金	473,287,000	473,287,000	454,097,000	0	19,190,000	△19,190,000
	1 県補助金	473,287,000	473,287,000	454,097,000	0	19,190,000	△19,190,000
4	繰入金	141,176,000	141,176,000	141,176,000	0	0	0
	1 繰入金	140,685,000	140,685,000	140,685,000	0	0	0
	2 基金繰入金	491,000	491,000	491,000	0	0	0
5	繰越金	10,013,000	10,435,457	10,435,457	0	0	422,457
	1 繰越金	10,013,000	10,435,457	10,435,457	0	0	422,457
6	諸収入	8,290,000	8,477,648	8,477,648	0	0	187,648

	1 雑 入	8,290,000	8,477,648	8,477,648	0	0	187,648
7 市 債		455,500,000	425,200,000	425,200,000	0	0	△30,300,000
	1 市 債	455,500,000	425,200,000	425,200,000	0	0	△30,300,000
8 財産収入		0	186	186	0	0	186
	1 財産運用 収 入	0	186	186	0	0	186
歳 入 合 計		1,184,157,000	1,153,712,131	1,128,643,361	0	25,068,770	△55,513,639

## 歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		円 112,363,000	円 104,837,004	円 0	円 7,525,996	円 7,525,996
	1 総務管理費	112,363,000	104,837,004	0	7,525,996	7,525,996
2 事業費		608,714,000	558,698,286	42,380,000	7,635,714	50,015,714
	1 農業集落 排水事業費	608,610,000	558,698,206	42,380,000	7,531,794	49,911,794
	2 個別排水処理 事業費	104,000	80	0	103,920	103,920
3 公債費		224,555,000	210,293,205	0	14,261,795	14,261,795
	1 公債費	224,555,000	210,293,205	0	14,261,795	14,261,795
4 予備費		935,000	0	0	935,000	935,000
	1 予備費	935,000	0	0	935,000	935,000
5 諸支出金		237,590,000	237,588,107	0	1,893	1,893
	1 旧町借入金 返済金	237,590,000	237,588,107	0	1,893	1,893
歳 出 合 計		1,184,157,000	1,111,416,602	42,380,000	30,360,398	72,740,398

歳入歳出差引残額 17,226,759円

## 平成16年度秋田市大森山動物園会計歳入歳出決算書

## 歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 使用料及び手数料		円 63,031,000	円 62,819,904	円 62,819,904	円 0	円 0	円 △211,096
	1 使用料	63,031,000	62,819,904	62,819,904	0	0	△211,096
2 寄附金		1,000	0	0	0	0	△1,000



	1 寄 附 金	1,000	0	0	0	0	△1,000
3 繰 入 金		322,319,000	322,319,000	322,319,000	0	0	0
	1 繰 入 金	322,319,000	322,319,000	322,319,000	0	0	0
4 繰 越 金		10,310,000	10,310,860	10,310,860	0	0	860
	1 繰 越 金	10,310,000	10,310,860	10,310,860	0	0	860
5 諸 収 入		7,732,000	8,191,988	8,191,988	0	0	459,988
	1 雑 入	7,732,000	8,191,988	8,191,988	0	0	459,988
歳 入 合 計		403,393,000	403,641,752	403,641,752	0	0	248,752

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総 務 費		円 296,953,000	円 294,653,333	円 0	円 2,299,667	円 2,299,667
	1 総務管理費	296,953,000	294,653,333	0	2,299,667	2,299,667
2 事 業 費		3,885,000	3,885,000	0	0	0
	1 動物園 施設整備費	3,885,000	3,885,000	0	0	0
3 公 債 費		101,555,000	101,381,295	0	173,705	173,705
	1 公 債 費	101,555,000	101,381,295	0	173,705	173,705
4 予 備 費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		403,393,000	399,919,628	0	3,473,372	3,473,372

歳入歳出差引残額 3,722,124円

平成16年度秋田市廃棄物発電会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 発 電 収 入		円 144,996,000	円 151,209,200	円 151,209,200	円 0	円 0	円 6,213,200
	1 発 電 収 入	144,996,000	151,209,200	151,209,200	0	0	6,213,200
2 繰 越 金		6,805,000	6,805,367	6,805,367	0	0	367
	1 繰 越 金	6,805,000	6,805,367	6,805,367	0	0	367

歳入合計	151,801,000	158,014,567	158,014,567	0	0	6,213,567
------	-------------	-------------	-------------	---	---	-----------

## 歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	6,899,000	6,898,500	0	500	500
	1 総務管理費	6,899,000	6,898,500	0	500	500
2	繰出金	83,828,000	83,828,000	0	0	0
	1 一般会計 繰出金	83,828,000	83,828,000	0	0	0
3	公債費	60,074,000	59,072,912	0	1,001,088	1,001,088
	1 公債費	60,074,000	59,072,912	0	1,001,088	1,001,088
4	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳出合計		151,801,000	149,799,412	0	2,001,588	2,001,588

歳入歳出差引残額 8,215,155円

平成16年度秋田市国民健康保険事業会計歳入歳出決算書  
(事業勘定)

## 歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	国民健康保険税	7,593,273,000	11,484,325,347	7,531,955,911	439,900,122	3,513,432,514	△61,317,089
	1 国民健康 保 險 税	7,593,273,000	11,484,325,347	7,531,955,911	439,900,122	3,513,432,514	△61,317,089
2	使用料及び手数料	1,000	4,600	4,600	0	0	3,600
	1 手 数 料	1,000	4,600	4,600	0	0	3,600
3	国庫支出金	7,744,788,000	7,838,595,291	7,838,595,291	0	0	93,807,291
	1 国庫負担金	5,940,859,000	5,858,717,291	5,858,717,291	0	0	△82,141,709
	2 国庫補助金	1,803,929,000	1,979,878,000	1,979,878,000	0	0	175,949,000
4	療養給付費交付金	5,172,103,000	4,958,076,210	4,958,076,210	0	0	△214,026,790
	1 療養給付費 交 付 金	5,172,103,000	4,958,076,210	4,958,076,210	0	0	△214,026,790
5	県支出金	165,473,000	155,866,594	155,866,594	0	0	△9,606,406

	1 県負担金	118,346,000	104,594,594	104,594,594	0	0	△13,751,406
	2 県補助金	47,127,000	51,272,000	51,272,000	0	0	4,145,000
6	共同事業交付金	465,276,000	441,336,870	441,336,870	0	0	△23,939,130
	1 共同事業交付金	465,276,000	441,336,870	441,336,870	0	0	△23,939,130
7	財産収入	32,406,000	32,428,568	32,428,568	0	0	22,568
	1 財産運用収入	35,000	57,568	57,568	0	0	22,568
	2 財産売却収入	32,371,000	32,371,000	32,371,000	0	0	0
8	繰入金	2,003,802,000	1,660,886,171	1,660,886,171	0	0	△342,915,829
	1 一般会計繰入金	1,673,903,000	1,660,886,171	1,660,886,171	0	0	△13,016,829
	2 基金繰入金	329,899,000	0	0	0	0	△329,899,000
9	繰越金	26,783,000	26,783,931	26,783,931	0	0	931
	1 繰越金	26,783,000	26,783,931	26,783,931	0	0	931
10	諸収入	199,627,000	319,445,366	311,133,300	7,959,528	352,538	111,506,300
	1 延滞金、加算金及び過料	1,101,000	1,152,600	1,152,600	0	0	51,600
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000
	3 雑入	198,525,000	318,292,766	309,980,700	7,959,528	352,538	111,455,700
	歳入合計	23,403,532,000	26,917,748,948	22,957,067,446	447,859,650	3,513,785,052	△446,464,554

## 歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	総務費	円 142,257,000	円 137,378,359	円 0	円 4,878,641	円 4,878,641
	1 総務管理費	68,546,000	66,375,227	0	2,170,773	2,170,773
	2 徴税費	68,452,000	66,246,262	0	2,205,738	2,205,738
	3 運営協議会費	647,000	274,630	0	372,370	372,370
	4 収納率向上特別対策事業費	4,612,000	4,482,240	0	129,760	129,760
2	保険給付費	15,681,018,000	15,398,556,413	0	282,461,587	282,461,587
	1 療養諸費	14,041,352,000	13,788,517,047	0	252,834,953	252,834,953
	2 高額療養費	1,466,072,000	1,441,849,366	0	24,222,634	24,222,634

	3 移 送 費	4,000	0	0	4,000	4,000
	4 出 産 育 児 諸 費	81,000,000	75,600,000	0	5,400,000	5,400,000
	5 葬 祭 諸 費	92,590,000	92,590,000	0	0	0
3	老人保健拠出金	5,470,272,000	5,470,270,590	0	1,410	1,410
	1 老人保健拠出金	5,470,272,000	5,470,270,590	0	1,410	1,410
4	介護納付金	1,230,263,000	1,230,262,263	0	737	737
	1 介護納付金	1,230,263,000	1,230,262,263	0	737	737
5	共同事業拠出金	469,882,000	408,794,076	0	61,087,924	61,087,924
	1 共同事業拠出金	469,882,000	408,794,076	0	61,087,924	61,087,924
6	保健事業費	107,998,000	104,474,817	0	3,523,183	3,523,183
	1 保健事業費	107,998,000	104,474,817	0	3,523,183	3,523,183
7	基金積立金	164,704,000	164,703,267	0	733	733
	1 基金積立金	164,704,000	164,703,267	0	733	733
8	公 債 費	6,000,000	1,389,656	0	4,610,344	4,610,344
	1 公 債 費	6,000,000	1,389,656	0	4,610,344	4,610,344
9	諸 支 出 金	12,416,000	10,099,500	0	2,316,500	2,316,500
	1 償還金及び還付加算金	12,415,000	10,099,500	0	2,315,500	2,315,500
	2 一部負担金	1,000	0	0	1,000	1,000
10	予 備 費	118,722,000	0	0	118,722,000	118,722,000
	1 予 備 費	118,722,000	0	0	118,722,000	118,722,000
	歳 出 合 計	23,403,532,000	22,925,928,941	0	477,603,059	477,603,059

歳入歳出差引残額 31,138,505円

平成16年度秋田市老人保健医療事業会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	支払基金交付金	円 19,047,587,000	円 18,914,252,771	円 18,914,252,771	円 0	円 0	円 △133,334,229
	1 支払基金交付金	19,047,587,000	18,914,252,771	18,914,252,771	0	0	△133,334,229

2 国庫支出金	7,601,743,000	7,498,750,404	7,498,750,404	0	0	△102,992,596
1 国庫負担金	7,589,404,000	7,486,475,404	7,486,475,404	0	0	△102,928,596
2 国庫補助金	12,339,000	12,275,000	12,275,000	0	0	△64,000
3 県支出金	1,946,630,000	1,921,213,959	1,921,213,959	0	0	△25,416,041
1 県負担金	1,946,630,000	1,921,213,959	1,921,213,959	0	0	△25,416,041
4 繰入金	1,942,849,000	1,942,849,000	1,942,849,000	0	0	0
1 繰入金	1,942,849,000	1,942,849,000	1,942,849,000	0	0	0
5 繰越金	296,510,000	296,510,742	296,510,742	0	0	742
1 繰越金	296,510,000	296,510,742	296,510,742	0	0	742
6 諸収入	59,201,000	122,583,791	117,279,155	5,304,636	0	58,078,155
1 雑入	59,201,000	122,583,791	117,279,155	5,304,636	0	58,078,155
歳入合計	30,894,520,000	30,696,160,667	30,690,856,031	5,304,636	0	△203,663,969

## 歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		円 63,858,000	円 58,290,588	円 0	円 5,567,412	円 5,567,412
1 総務管理費		63,858,000	58,290,588	0	5,567,412	5,567,412
2 医療諸費		30,780,660,000	30,413,514,370	0	367,145,630	367,145,630
1 医療諸費		30,780,660,000	30,413,514,370	0	367,145,630	367,145,630
3 諸支出金		2,000	0	0	2,000	2,000
1 償還金及び 還付加算金		2,000	0	0	2,000	2,000
4 予備費		50,000,000	0	0	50,000,000	50,000,000
1 予備費		50,000,000	0	0	50,000,000	50,000,000
5 前年度繰上充用金		0	0	0	0	0
1 前年度繰上 充用金		0	0	0	0	0
歳出合計		30,894,520,000	30,471,804,958	0	422,715,042	422,715,042

歳入歳出差引残額 219,051,073円

## 平成16年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算書

## 歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	繰入金	円 21,271,000	円 21,271,000	円 21,271,000	円 0	円 0	円 0
	1 繰入金	21,271,000	21,271,000	21,271,000	0	0	0
2	繰越金	1,000	3,629,806	3,629,806	0	0	3,628,806
	1 繰越金	1,000	3,629,806	3,629,806	0	0	3,628,806
3	諸収入	31,347,000	49,602,056	35,333,537	0	14,268,519	3,986,537
	1 貸付金 元利収入	31,346,000	48,544,056	35,082,537	0	13,461,519	3,736,537
	2 雑入	1,000	1,058,000	251,000	0	807,000	250,000
4	市債	40,664,000	40,664,000	40,664,000	0	0	0
	1 市債	40,664,000	40,664,000	40,664,000	0	0	0
	歳入合計	93,283,000	115,166,862	100,898,343	0	14,268,519	7,615,343

## 歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	母子寡婦福祉資金貸付事業費	円 93,283,000	円 81,699,675	円 0	円 11,583,325	円 11,583,325
	1 母子寡婦 福祉資金 貸付事業費	93,283,000	81,699,675	0	11,583,325	11,583,325
	歳出合計	93,283,000	81,699,675	0	11,583,325	11,583,325

歳入歳出差引残額 19,198,668円

## 平成16年度秋田市介護保険事業会計歳入歳出決算書

(保 険 事 業 勘 定)

## 歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	保険料	円 2,834,886,000	円 3,010,399,732	円 2,858,123,538	円 38,744,552	円 118,225,623	円 23,237,538
	1 介護保険料	2,834,886,000	3,010,399,732	2,858,123,538	38,744,552	118,225,623	23,237,538
2	手数料	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 手数料	1,000	0	0	0	0	△1,000
3	国庫支出金	3,662,015,000	3,458,551,000	3,458,551,000	0	0	△203,464,000

	1 国庫負担金	3,033,313,000	2,793,687,000	2,793,687,000	0	0	△239,626,000
	2 国庫補助金	628,702,000	664,864,000	664,864,000	0	0	36,162,000
4	支払基金交付金	4,894,354,000	4,447,940,925	4,447,940,925	0	0	△446,413,075
	1 支払基金交付金	4,894,354,000	4,447,940,925	4,447,940,925	0	0	△446,413,075
5	県支出金	1,880,010,000	1,730,333,021	1,730,333,021	0	0	△149,676,979
	1 県負担金	1,880,010,000	1,730,333,021	1,730,333,021	0	0	△149,676,979
6	財産収入	47,000	339,505	339,505	0	0	292,505
	1 基金運用収入	47,000	339,505	339,505	0	0	292,505
7	繰入金	2,095,559,000	2,006,734,924	2,006,734,924	0	0	△88,824,076
	1 一般会計繰入金	2,095,559,000	2,006,734,924	2,006,734,924	0	0	△88,824,076
8	繰越金	689,861,000	689,861,308	689,861,308	0	0	308
	1 繰越金	689,861,000	689,861,308	689,861,308	0	0	308
9	諸収入	170,080,000	209,458,697	209,458,697	0	0	39,378,697
	1 延滞金、加算金及び過料	1,000	502,365	502,365	0	0	501,365
	2 雑収入	170,079,000	208,956,332	208,956,332	0	0	38,877,332
	歳入合計	16,226,813,000	15,553,619,112	15,401,342,918	38,744,552	118,225,623	△825,470,082

## 歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	総務費	円 348,685,000	円 312,975,020	円 0	円 35,709,980	円 35,709,980
	1 総務管理費	348,685,000	312,975,020	0	35,709,980	35,709,980
2	保険給付費	15,017,521,000	13,867,149,614	0	1,150,371,386	1,150,371,386
	1 介護サービス等諸費	14,487,176,000	13,367,611,035	0	1,119,564,965	1,119,564,965
	2 支援サービス等諸費	415,338,000	415,337,749	0	251	251
	3 高額介護サービス等費	86,391,000	61,226,505	0	25,164,495	25,164,495
	4 その他諸費	28,616,000	22,974,325	0	5,641,675	5,641,675
3	財政安定化基金拠出金	22,100,000	22,043,776	0	56,224	56,224
	1 財政安定化基金拠出金	22,100,000	22,043,776	0	56,224	56,224

4 基金積立金	556,727,000	556,727,000	0	0	0
1 基金積立金	556,727,000	556,727,000	0	0	0
5 公債費	9,001,000	9,832	0	8,991,168	8,991,168
1 公債費	9,001,000	9,832	0	8,991,168	8,991,168
6 諸支出金	221,427,000	220,984,685	0	442,315	442,315
1 償還金及び 還付加算金	221,427,000	220,984,685	0	442,315	442,315
7 予備費	51,352,000	0	0	51,352,000	51,352,000
1 予備費	51,352,000	0	0	51,352,000	51,352,000
歳出合計	16,226,813,000	14,979,889,927	0	1,246,923,073	1,246,923,073

歳入歳出差引残額 421,452,991円

平成16年度河辺町一般会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 町 税		円 815,549,000	円 904,466,856	円 759,670,422	円	円 144,796,434	円 △55,878,578
	1 町民税	230,164,000	259,648,040	200,003,360		59,644,680	△30,160,640
	2 固定資産税	498,168,000	544,188,797	488,282,942		55,905,855	△9,885,058
	3 軽自動車税	20,264,000	21,981,300	19,856,000		2,125,300	△408,000
	4 町たばこ税	47,000,000	40,902,719	40,899,147		3,572	△6,100,853
	5 特別土地 保有税	2,000	21,238,800	375,423		20,863,377	373,423
	6 入湯税	19,951,000	16,507,200	10,253,550		6,253,650	△9,697,450
2 地方譲与税		104,700,000	72,338,000	72,338,000			△32,362,000
	1 所得譲与税	16,000,000	8,928,000	8,928,000			△7,072,000
	2 自動車重量 譲与税	65,700,000	47,897,000	47,897,000			△17,803,000
	3 地方道路 譲与税	23,000,000	15,513,000	15,513,000			△7,487,000
3 利子割交付金		7,300,000	3,658,000	3,658,000			△3,642,000
	1 利子割 交付金	7,300,000	3,658,000	3,658,000			△3,642,000
4 ゴルフ場利用税交付金		22,900,000	15,872,685	15,872,685			△7,027,315



	1 ゴルフ場 利用 税金 交付金	22,900,000	15,872,685	15,872,685			△7,027,315
5	地方消費税交付金	76,000,000	69,696,000	69,696,000			△6,304,000
	1 地方消費税 交付金	76,000,000	69,696,000	69,696,000			△6,304,000
6	自動車取得税交付金	29,900,000	17,376,000	17,376,000			△12,524,000
	1 自動車取得 税交付金	29,900,000	17,376,000	17,376,000			△12,524,000
7	地方特例交付金	21,700,000	21,755,000	21,755,000			55,000
	1 地方特例 交付金	21,700,000	21,755,000	21,755,000			55,000
8	地方交付税	2,009,193,000	1,926,857,000	1,926,857,000			△82,336,000
	1 地方交付税	2,009,193,000	1,926,857,000	1,926,857,000			△82,336,000
9	交通安全対策特別交付金	1,700,000	1,131,000	1,131,000			△569,000
	1 交通安全対策 特別交付金	1,700,000	1,131,000	1,131,000			△569,000
10	分担金及び負担金	7,514,000	24,744,443	2,145,740		22,598,703	△5,368,260
	1 負担金	4,714,000	24,744,443	2,145,740		22,598,703	△2,568,260
	2 分担金	2,800,000					△2,800,000
11	使用料及び手数料	49,348,000	40,920,064	39,006,727		1,913,337	△10,341,273
	1 使用料	43,414,000	36,419,354	34,511,687		1,907,667	△8,902,313
	2 手数料	5,934,000	4,500,710	4,495,040		5,670	△1,438,960
12	国庫支出金	652,270,000	61,734,281	57,509,281		4,225,000	△594,760,719
	1 国庫負担金	117,684,000	38,046,000	38,046,000			△79,638,000
	2 国庫補助金	516,603,000	12,227,000	8,177,000		4,050,000	△508,426,000
	3 委託金	12,205,000	11,290,281	11,286,281		4,000	△918,719
	4 交付金	5,778,000	171,000			171,000	△5,778,000
13	県支出金	198,159,000	66,180,961	57,859,961		8,321,000	△140,299,039
	1 県負担金	50,178,000	13,136,030	13,136,030			△37,041,970
	2 県補助金	131,793,000	44,092,601	36,283,601		7,809,000	△95,509,399
	3 委託金	16,188,000	8,952,330	8,440,330		512,000	△7,747,670
14	財産収入	18,524,000	20,581,347	19,014,146		1,567,201	490,146

	1 財産運用 収 入	7,244,000	5,504,370	3,937,169		1,567,201	△3,306,831
	2 財産売払 収 入	11,280,000	15,076,977	15,076,977			3,796,977
15 寄 附 金		400,000	400,000	400,000			
	1 寄 附 金	400,000	400,000	400,000			
16 繰 入 金		1,006,397,000	1,237,193,684	1,237,193,684			230,796,684
	1 特別会計 繰 入 金	9,529,000	9,527,100	9,527,100			△1,900
	2 基金繰入金	883,119,000	1,113,941,870	1,113,941,870			230,822,870
	3 財 産 区 繰 入 金	113,749,000	113,724,714	113,724,714			△24,286
17 繰 越 金		108,198,000	108,198,001	108,198,001			1
	1 繰 越 金	108,198,000	108,198,001	108,198,001			1
18 諸 収 入		101,069,000	35,948,827	30,767,632		5,181,195	△70,301,368
	1 延滞金加算 及び過料	502,000	66,263	66,263			△435,737
	2 町預金利子	70,000	302,543	302,543			232,543
	3 貸付金元利 収 入	18,767,000	13,318,532	8,382,836		4,935,696	△10,384,164
	4 受 託 事 業 収 入						
	5 ポートピア 事業交付金	15,600,000	10,949,242	10,949,242			△4,650,758
	6 雑 入	66,130,000	11,312,247	11,066,748		245,499	△55,063,252
19 町 債		1,244,000,000	70,900,000	70,900,000			△ 1,173,100,000
	1 町 債	1,244,000,000	70,900,000	70,900,000			△ 1,173,100,000
20 配当割交付金		1,000	321,000	321,000			320,000
	1 配 当 割 交 付 金	1,000	321,000	321,000			320,000
21 株式等譲渡所得割交付金		1,000	1,000	1,000			0
	1 株式等譲渡 所 得 割 交 付 金	1,000	1,000	1,000			0
歳 入 合 計		6,474,823,000	4,700,274,149	4,511,671,279		188,602,870	△ 1,963,151,721

## 歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	議会費	98,370,000	85,638,249		12,731,751	12,731,751
	1 議会費	98,370,000	85,638,249		12,731,751	12,731,751
2	総務費	1,190,926,000	1,053,053,110		137,872,890	137,872,890
	1 総務管理費	1,050,976,000	940,224,231		110,751,769	110,751,769
	2 徴税費	92,142,000	76,673,410		15,468,590	15,468,590
	3 戸籍住民 基本台帳費	24,138,000	18,415,183		5,722,817	5,722,817
	4 選挙費	12,267,000	9,948,013		2,318,987	2,318,987
	5 統計調査費	10,639,000	7,182,273		3,456,727	3,456,727
	6 監査 委員会費	764,000	610,000		154,000	154,000
3	民生費	900,299,000	701,017,958		199,281,042	199,281,042
	1 社会福祉費	609,356,000	483,794,521		125,561,479	125,561,479
	2 児童福祉費	279,723,000	208,421,755		71,301,245	71,301,245
	3 国民年金費	11,220,000	8,801,682		2,418,318	2,418,318
4	衛生費	549,264,000	509,566,615		39,697,385	39,697,385
	1 保健衛生費	549,264,000	509,566,615		39,697,385	39,697,385
5	労働費	158,000	130,592		27,408	27,408
	1 労働費	158,000	130,592		27,408	27,408
6	農林水産業費	485,225,000	367,549,106		117,675,894	117,675,894
	1 農業費	483,095,000	365,419,106		117,675,894	117,675,894
	2 水産業費	2,130,000	2,130,000			
7	商工費	192,398,000	145,576,433		46,821,567	46,821,567
	1 商工費	192,398,000	145,576,433		46,821,567	46,821,567
8	土木費	676,571,000	470,483,722		206,087,278	206,087,278
	1 土木管理費	223,848,000	205,174,470		18,673,530	18,673,530
	2 道路橋梁費	420,032,000	244,817,725		175,214,275	175,214,275

	3 河川費	513,000	291,488		221,512	221,512
	4 公園費	5,144,000	2,803,512		2,340,488	2,340,488
	5 住宅費	26,727,000	17,264,046		9,462,954	9,462,954
	6 都市計画費	307,000	132,481		174,519	174,519
9	消 防 費	269,543,000	212,600,615		56,942,385	56,942,385
	1 消 防 費	269,543,000	212,600,615		56,942,385	56,942,385
10	教 育 費	1,341,725,000	432,376,957		909,348,043	909,348,043
	1 教育総務費	135,013,000	108,144,229		26,868,771	26,868,771
	2 小学校費	131,665,000	106,279,776		25,385,224	25,385,224
	3 中学校費	90,441,000	72,909,283		17,531,717	17,531,717
	4 社会教育費	59,504,000	49,452,632		10,051,368	10,051,368
	5 保健体育費	925,102,000	95,591,037		829,510,963	829,510,963
11	災害復旧費	40,067,000	27,886,516		12,180,484	12,180,484
	1 農 林 災害復旧費	10,968,000	2,161,527		8,806,473	8,806,473
	2 公共土木 災害復旧費	29,099,000	25,724,989		3,374,011	3,374,011
12	公 債 費	729,927,000	364,904,416		365,022,584	365,022,584
	1 公 債 費	729,927,000	364,904,416		365,022,584	365,022,584
13	諸支出金					
	1 普通財産 取得費					
14	予 備 費	350,000			350,000	350,000
	1 予 備 費	350,000			350,000	350,000
	歳 出 合 計	6,474,823,000	4,370,784,289		2,104,038,711	2,104,038,711

歳入歳出差引残額 140,886,990円

## 平成16年度河辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	国民健康保険税	227,140,000	304,738,652	214,838,393	12,910,100	76,990,159	△12,301,607
	1 国民健康保険税	227,140,000	304,738,652	214,838,393	12,910,100	76,990,159	△12,301,607
2	使用料及び手数料	60,000	60,600	60,600			600
	1 手数料	60,000	60,600	60,600			600
3	国庫支出金	337,739,000	199,383,923	166,473,000		32,910,923	△171,266,000
	1 国庫負担金	245,552,000	171,118,923	138,208,000		32,910,923	△107,344,000
	2 国庫補助金	92,187,000	28,265,000	28,265,000			△63,922,000
4	療養給付費交付金	217,668,000	211,489,272	142,969,272		68,520,000	△74,698,728
	1 療養給付費交付金	217,668,000	211,489,272	142,969,272		68,520,000	△74,698,728
5	県支出金	6,838,000	4,730,377	3,547,827		1,182,550	△3,290,173
	1 県補助金	926,000					△926,000
	2 県負担金	5,912,000	4,730,377	3,547,827		1,182,550	△2,364,173
6	共同事業交付金	10,803,000	9,409,524	9,409,524			△1,393,476
	1 共同事業交付金	10,803,000	9,409,524	9,409,524			△1,393,476
7	財産収入	4,395,000	4,403,327	4,403,327			8,327
	1 財産運用収入	1,000	9,327	9,327			8,327
	2 財産売払収入	4,394,000	4,394,000	4,394,000			
8	繰入金	88,727,000	145,380,953	145,314,953		66,000	56,587,953
	1 他会計繰入金	84,727,000	82,751,839	82,751,839			△1,975,161
	2 財政基金繰入金		58,629,114	58,629,114			58,629,114
	3 高額療養費基金繰入金	4,000,000	4,000,000	3,934,000		66,000	△66,000
9	繰越金	98,550,000	98,549,247	98,549,247			△753
	1 繰越金	98,550,000	98,549,247	98,549,247			△753
10	諸収入	36,000	4,916,492	41,200		4,875,292	5,200
	1 延滞金加算金及び過料	31,000	41,200	41,200			10,200

	2 雑 入	5,000	4,875,292			4,875,292	△5,000
11 町 債							
	1 町 債						
歳 入 合 計		991,956,000	983,062,367	785,607,343	12,910,100	184,544,924	△206,348,657

## 歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		円 19,598,000	円 15,282,870	円	円 4,315,130	円 4,315,130
	1 総務管理費	17,873,000	14,043,975		3,829,025	3,829,025
	2 徴税費	1,268,000	1,105,525		162,475	162,475
	3 運営協議会費	331,000	133,370		197,630	197,630
	4 趣旨普及費	126,000			126,000	126,000
2 保険給付費		640,122,000	382,214,867		257,907,133	257,907,133
	1 療養諸費	558,335,000	332,111,761		226,223,239	226,223,239
	2 高額療養費	73,785,000	44,943,106		28,841,894	28,841,894
	3 移送費	2,000			2,000	2,000
	4 出産育児諸費	2,400,000	1,800,000		600,000	600,000
	5 葬祭諸費	5,600,000	3,360,000		2,240,000	2,240,000
3 老人保健拠出金		203,257,000	152,808,111		50,448,889	50,448,889
	1 老人保健拠出金	203,257,000	152,808,111		50,448,889	50,448,889
4 介護納付金		42,882,000	32,162,621		10,719,379	10,719,379
	1 介護納付金	42,882,000	32,162,621		10,719,379	10,719,379
5 共同事業拠出金		23,674,000	14,191,310		9,482,690	9,482,690
	1 共同事業拠出金	23,674,000	14,191,310		9,482,690	9,482,690
6 保健施設費		5,146,000	4,113,284		1,032,716	1,032,716
	1 保健施設費	5,146,000	4,113,284		1,032,716	1,032,716
7 基金積立金		50,000			50,000	50,000
	1 基金積立金	50,000			50,000	50,000

8 公 債 費					
1 公 債 費					
9 諸 支 出 金	1,336,000	859,863		476,137	476,137
1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	651,000	175,500		475,500	475,500
2 諸 費					
3 繰 出 金	685,000	684,363		637	637
10 予 備 費	55,891,000			55,891,000	55,891,000
1 予 備 費	55,891,000			55,891,000	55,891,000
歳 出 合 計	991,956,000	601,632,926		390,323,074	390,323,074

歳入歳出差引残額 183,974,417円

## 平成16年度河辺町老人保健（医療）特別会計歳入歳出決算書

## 歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 支払基金交付金		円 941,245,000	円 893,423,757	円 610,639,757	円	円 282,784,000	円 △330,605,243
1 支払基金 交 付 金		941,245,000	893,423,757	610,639,757		282,784,000	△330,605,243
2 国庫支出金		412,806,000	313,292,798	277,065,000		36,227,798	△135,741,000
1 国庫負担金		412,806,000	313,292,798	277,065,000		36,227,798	△135,741,000
3 県支出金		102,484,000	75,970,000	68,373,000		7,597,000	△34,111,000
1 県負担金		102,484,000	75,970,000	68,373,000		7,597,000	△34,111,000
4 繰入金		103,417,000	103,417,000	103,417,000			
1 一般会計 繰 入 金		103,417,000	103,417,000	103,417,000			
5 繰越金		5,082,000	5,080,152	5,080,152			△1,848
1 繰越金		5,082,000	5,080,152	5,080,152			△1,848
6 諸収入		5,000	759,165			759,165	△5,000
1 延滞金及び 加 算 金		2,000	69,015			69,015	△2,000
2 雑 入		3,000	690,150			690,150	△3,000
歳 入 合 計		1,565,039,000	1,391,942,872	1,064,574,909		327,367,963	△500,464,091

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	医療諸費	1,564,066,000	989,251,230		574,814,770	574,814,770
	1 医療諸費	1,564,066,000	989,251,230		574,814,770	574,814,770
2	諸支出金	3,000			3,000	3,000
	1 償還金	2,000			2,000	2,000
	2 繰出金	1,000			1,000	1,000
3	総務費	970,000			970,000	970,000
	1 総務管理費	970,000			970,000	970,000
歳出合計		1,565,039,000	989,251,230		575,787,770	575,787,770

歳入歳出差引残額 75,323,679円

平成16年度河辺町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	保険料	139,935,000	143,547,850	118,472,700		25,075,150	△21,462,300
	1 介護保険料	139,935,000	143,547,850	118,472,700		25,075,150	△21,462,300
2	分担金及び負担金	3,387,000	1,693,000	1,693,000			△1,694,000
	1 負担金	3,387,000	1,693,000	1,693,000			△1,694,000
3	使用料及び手数料	10,000	20,000	20,000			10,000
	1 手数料	10,000	20,000	20,000			10,000
4	国庫支出金	211,552,000	140,864,000	140,864,000			△70,688,000
	1 国庫負担金	159,754,000	106,032,000	106,032,000			△53,722,000
	2 国庫補助金	51,798,000	34,832,000	34,832,000			△16,966,000
5	支払基金交付金	255,607,000	175,425,000	175,425,000			△80,182,000
	1 支払基金交付金	255,607,000	175,425,000	175,425,000			△80,182,000
6	県支出金	99,846,000	76,080,000	76,080,000			△23,766,000
	1 県負担金	99,846,000	76,080,000	76,080,000			△23,766,000



7 繰入金		144,464,000	144,464,000	144,464,000		
1 一般会計繰入金		144,463,000	144,463,000	144,463,000		
2 基金繰入金		1,000	1,000	1,000		
8 繰越金		25,396,000	25,396,605	25,396,605		605
1 繰越金		25,396,000	25,396,605	25,396,605		605
9 諸収入		1,000				△1,000
1 延滞金・加算金及び過料						
2 預金利子						
3 雑入		1,000				△1,000
歳入合計		880,198,000	707,490,455	682,415,305	25,075,150	△197,782,695

## 歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		円 47,015,000	円 35,424,254	円	円 11,590,746	円 11,590,746
1 総務管理費		34,004,000	26,428,191		7,575,809	7,575,809
2 徴収費		953,000	417,264		535,736	535,736
3 介護認定審査会費		11,892,000	8,458,540		3,433,460	3,433,460
4 介護保険運営協議会費		166,000	120,259		45,741	45,741
2 保険給付費		798,772,000	533,817,863		264,954,137	264,954,137
1 介護サービス等諸費		776,503,000	519,990,041		256,512,959	256,512,959
2 支援サービス等諸費		15,729,000	9,469,211		6,259,789	6,259,789
3 その他諸費		1,000,000	642,390		357,610	357,610
4 高額介護サービス等諸費		5,540,000	3,716,221		1,823,779	1,823,779
3 財政安定化基金拠出金		830,000	829,329		671	671
1 財政安定化基金拠出金		830,000	829,329		671	671
4 諸支出金		14,391,000	11,648,530		2,742,470	2,742,470
1 償還金及び還付加算金		5,548,000	2,805,793		2,742,207	2,742,207
2 繰出金		8,843,000	8,842,737		263	263

5 予 備 費	11,825,000			11,825,000	11,825,000
1 予 備 費	11,825,000			11,825,000	11,825,000
6 公 債 費	7,365,000			7,365,000	7,365,000
1 財政安定化 基金償還金	7,365,000			7,365,000	7,365,000
歳 出 合 計	880,198,000	581,719,976		298,478,024	298,478,024

歳入歳出差引残額 100,695,329円

平成16年度河辺町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	使用料及び手数料	162,219,000	125,485,017	112,685,248		12,799,769	△49,533,752
	1 使用料	162,039,000	125,145,017	112,345,248		12,799,769	△49,693,752
	2 手数料	180,000	340,000	340,000			160,000
2	分担金及び負担金	15,105,000	11,789,640	11,789,640			△3,315,360
	1 負担金	15,105,000	11,789,640	11,789,640			△3,315,360
3	国庫支出金	146,697,000					△146,697,000
	1 国庫補助金	146,697,000					△146,697,000
4	繰入金	64,470,000	64,470,000	64,470,000			
	1 繰入金	64,470,000	64,470,000	64,470,000			
5	繰越金	8,284,000	8,284,879	8,284,879			879
	1 繰越金	8,284,000	8,284,879	8,284,879			879
6	諸収入	9,634,000	8,833,800	8,833,800			△800,200
	1 預金利子	1,000					△1,000
	2 受託工事 収入						
	3 雑入	9,633,000	8,833,800	8,833,800			△799,200
7	町債	247,200,000					△247,200,000
	1 町債	247,200,000					△247,200,000
	歳入合計	653,609,000	218,863,336	206,063,567		12,799,769	△447,545,433

## 歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	82,887,000	59,469,514		23,417,486	23,417,486
	1 総務管理費	82,887,000	59,469,514		23,417,486	23,417,486
2	営繕費	434,202,000	405,158,080		29,043,920	29,043,920
	1 営繕費	434,202,000	405,158,080		29,043,920	29,043,920
3	公債費	136,093,000	59,507,297		76,585,703	76,585,703
	1 公債費	136,093,000	59,507,297		76,585,703	76,585,703
4	予備費	427,000			427,000	427,000
	1 予備費	427,000			427,000	427,000
歳出合計		653,609,000	524,134,891		129,474,109	129,474,109

歳入歳出差引歳入不足額 318,071,324円

この不足額は、合併の事由により生じた債務である。このため一時借入金充用額 318,071,324円

## 平成16年度河辺町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	使用料及び手数料	30,710,000	26,357,220	23,884,560		2,472,660	△6,825,440
	1 使用料	30,600,000	26,081,220	23,608,560		2,472,660	△6,991,440
	2 手数料	110,000	276,000	276,000			166,000
2	分担金及び負担金	28,779,000	28,857,084	28,842,784		14,300	63,784
	1 負担金	28,779,000	28,857,084	28,842,784		14,300	63,784
3	国庫支出金	103,333,000					△103,333,000
	1 国庫補助金	103,333,000					△103,333,000
4	繰入金	71,345,000	71,345,000	71,345,000			
	1 繰入金	71,345,000	71,345,000	71,345,000			
5	繰越金	3,754,000	3,754,227	3,754,227			227
	1 繰越金	3,754,000	3,754,227	3,754,227			227
6	諸収入	3,000,000	3,082,972	3,082,972			82,972

	1 預金利息収入						
	2 雑入	3,000,000	3,082,972	3,082,972			82,972
7 町債		193,900,000	37,900,000	37,900,000			△156,000,000
	1 町債	193,900,000	37,900,000	37,900,000			△156,000,000
歳入合計		434,821,000	171,296,503	168,809,543		2,486,960	△266,011,457

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		円 30,750,000	円 15,743,364	円	円 15,006,636	円 15,006,636
	1 総務管理費	30,750,000	15,743,364		15,006,636	15,006,636
2 事業費		265,886,000	214,434,463		51,451,537	51,451,537
	1 下水道事業費	265,886,000	214,434,463		51,451,537	51,451,537
3 公債費		137,785,000	64,055,964		73,729,036	73,729,036
	1 公債費	137,785,000	64,055,964		73,729,036	73,729,036
4 予備費		400,000			400,000	400,000
	1 予備費	400,000			400,000	400,000
歳出合計		434,821,000	294,233,791		140,587,209	140,587,209

歳入歳出差引歳入不足額 125,424,248円

この不足額は、合併の事由により生じた債務である。このため一時借入金充用額 125,424,248円

平成16年度河辺町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 使用料及び手数料		円 32,558,000	円 24,761,002	円 22,191,255	円	円 2,569,747	円 △10,366,745
	1 使用料	32,498,000	24,709,002	22,139,255		2,569,747	△10,358,745
	2 手数料	60,000	52,000	52,000			△8,000
2 分担金及び負担金		13,584,000	13,584,300	13,584,300			300
	1 分担金	13,584,000	13,584,300	13,584,300			300
3 国庫支出金		154,530,000					△154,530,000

	1 国庫補助金	154,530,000					△154,530,000
4 繰入金		64,693,000	64,202,000	64,202,000			△491,000
	1 繰入金	64,693,000	64,202,000	64,202,000			△491,000
5 繰越金		2,397,000	2,397,881	2,397,881			881
	1 繰越金	2,397,000	2,397,881	2,397,881			881
6 諸収入		101,000					△101,000
	1 預金利子収入	1,000					△1,000
	2 受託工事収入						
	3 雑収入	100,000					△100,000
7 町債		165,000,000	5,700,000	5,700,000			△159,300,000
	1 町債	165,000,000	5,700,000	5,700,000			△159,300,000
9 県補助金		6,200,000					△6,200,000
	1 県補助金	6,200,000					△6,200,000
歳入合計		439,063,000	110,645,183	108,075,436		2,569,747	△330,987,564

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		38,191,000	20,990,263		17,200,737	17,200,737
	1 総務管理費	38,191,000	20,990,263		17,200,737	17,200,737
2 事業費		340,413,000	203,565,115		136,847,885	136,847,885
	1 農業集落排水事業費	319,995,000	184,732,465		135,262,535	135,262,535
	2 個別排水処理施設整備事業費	20,418,000	18,832,650		1,585,350	1,585,350
3 公債費		60,257,000	28,979,098		31,277,902	31,277,902
	1 公債費	60,257,000	28,979,098		31,277,902	31,277,902
4 予備費		202,000			202,000	202,000
	1 予備費	202,000			202,000	202,000
歳出合計		439,063,000	253,534,476		185,528,524	185,528,524

歳入歳出差引歳入不足額 145,459,040円

この不足額は、合併の事由により生じた債務である。このため一時借入金充用額 145,459,040円

## 平成16年度河辺町岩見三内財産区特別会計歳入歳出決算書

## 歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	財産収入	円 2,000	円	円	円	円	円 △2,000
	1 財産運用 収 入	2,000					△2,000
2	繰入金	6,622,000	6,621,774	6,621,774			△226
	1 繰入金	6,622,000	6,621,774	6,621,774			△226
3	繰越金	901,000	900,140	900,140			△860
	1 繰越金	901,000	900,140	900,140			△860
4	諸収入	2,000					△2,000
	1 預金利子	1,000					△1,000
	2 雑 入	1,000					△1,000
歳 入 合 計		7,527,000	7,521,914	7,521,914			△5,086

## 歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	財産区管理会費	円 478,000	円 477,680	円	円 320	円 320
	1 財産区 管理会費	478,000	477,680		320	320
2	諸支出金	7,049,000	7,044,234		4,766	4,766
	1 繰出金	7,049,000	7,044,234		4,766	4,766
3	予備費					
	1 予備費					
歳 出 合 計		7,527,000	7,521,914		5,086	5,086

歳入歳出差引残額

0円

## 平成16年度河辺町和田財産区特別会計歳入歳出決算書

## 歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	県支出金	円 1,000,000	円 1,007,244	円 1,007,244	円	円	円 7,244
	1 県補助金	1,000,000	1,007,244	1,007,244			7,244
2	財産収入	435,000	434,940	434,940			△ 60
	1 財産運用 収入	435,000	434,940	434,940			△ 60
3	繰入金	109,417,000	109,384,224	109,384,224			△32,776
	1 繰入金	109,417,000	109,384,224	109,384,224			△32,776
4	繰越金	112,000	112,576	112,576			576
	1 繰越金	112,000	112,576	112,576			576
5	諸収入	2,000					△2,000
	1 預金利子	1,000					△1,000
	2 雑入	1,000					△1,000
歳入合計		110,966,000	110,938,984	110,938,984			△27,016

## 歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	財産区管理会費	円 1,012,000	円 1,006,960	円	円 5,040	円 5,040
	1 財産区 管理会費	1,012,000	1,006,960		5,040	5,040
2	総務費	3,254,000	3,251,544		2,456	2,456
	1 総務管理費	3,254,000	3,251,544		2,456	2,456
3	諸支出金	106,700,000	106,680,480		19,520	19,520
	1 繰出金	106,700,000	106,680,480		19,520	19,520
4	予備費					
	1 予備費					
歳出合計		110,966,000	110,938,984		27,016	27,016

歳入歳出差引残額

0円

## 平成16年度雄和町一般会計歳入歳出決算書

## 歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	町 税	774,271,000	824,395,270	751,657,224	0	72,738,046	△22,613,776
	1 町 民 税	197,371,000	222,790,227	179,516,109	0	43,274,118	△17,854,891
	2 固定資産税	507,969,000	542,444,803	514,010,647	0	28,434,156	6,041,647
	3 軽自動車税	16,165,000	16,862,600	15,836,400	0	1,026,200	△328,600
	4 町たばこ税	49,705,000	39,674,890	39,671,318	0	3,572	△10,033,682
	5 特別土地 保有税	1,000	0	0	0	0	△1,000
	6 入 湯 税	3,060,000	2,622,750	2,622,750	0	0	△437,250
2	地方譲与税	118,690,000	83,941,000	83,941,000	0	0	△34,749,000
	1 所得譲与税	13,841,000	6,989,000	6,989,000	0	0	△6,852,000
	2 自動車 重量譲与税	48,000,000	39,305,000	39,305,000	0	0	△8,695,000
	3 地方道路 譲与税	16,849,000	12,729,000	12,729,000	0	0	△4,120,000
	4 航空機燃料 譲与税	40,000,000	24,918,000	24,918,000	0	0	△15,082,000
3	利子割交付金	4,000,000	2,915,000	2,915,000	0	0	△1,085,000
	1 利 子 割 交 付 金	4,000,000	2,915,000	2,915,000	0	0	△1,085,000
4	配当割交付金	1,000	256,000	256,000	0	0	255,000
	1 配 当 割 交 付 金	1,000	256,000	256,000	0	0	255,000
5	株式等譲渡所得割交付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 株式等譲渡 所 得 割 交 付 金	1,000	0	0	0	0	△1,000
6	地方消費税交付金	70,000,000	63,819,000	63,819,000	0	0	△6,181,000
	1 地方消費税 交 付 金	70,000,000	63,819,000	63,819,000	0	0	△6,181,000
7	ゴルフ場利用税交付金	17,000,000	12,512,980	12,512,980	0	0	△4,487,020
	1 ゴルフ場 利 用 税 交 付 金	17,000,000	12,512,980	12,512,980	0	0	△4,487,020
8	自動車取得税交付金	20,000,000	14,259,000	14,259,000	0	0	△5,741,000
	1 自動車取得 税 交 付 金	20,000,000	14,259,000	14,259,000	0	0	△5,741,000
9	国有提供施設等所在市町村 助成交付金	3,619,000	3,655,000	3,655,000	0	0	36,000



	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,619,000	3,655,000	3,655,000	0	0	36,000
10	地方特例交付金	17,198,000	20,108,000	20,108,000	0	0	2,910,000
	1 地方特例交付金	17,198,000	20,108,000	20,108,000	0	0	2,910,000
11	地方交付税	1,838,875,000	1,677,641,000	1,677,641,000	0	0	△161,234,000
	1 地方交付税	1,838,875,000	1,677,641,000	1,677,641,000	0	0	△161,234,000
12	交通安全対策特別交付金	1,200,000	728,000	728,000	0	0	△472,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,200,000	728,000	728,000	0	0	△472,000
13	分担金及び負担金	24,762,000	21,127,475	20,880,775	0	246,700	△3,881,225
	1 負担金	24,762,000	21,127,475	20,880,775	0	246,700	△3,881,225
14	使用料及び手数料	21,813,000	18,714,213	17,789,462	0	924,751	△4,023,538
	1 使用料	17,648,000	15,496,073	14,571,322	0	924,751	△3,076,678
	2 手数料	4,165,000	3,218,140	3,218,140	0	0	△946,860
15	国庫支出金	109,297,000	34,422,834	34,317,834	0	105,000	△74,979,166
	1 国庫負担金	97,637,000	32,620,834	32,515,834	0	105,000	△65,121,166
	2 国庫補助金	9,096,000	0	0	0	0	△9,096,000
	3 委託金	2,564,000	1,802,000	1,802,000	0	0	△762,000
16	県支出金	261,875,000	80,019,413	80,019,413	0	0	△181,855,587
	1 県負担金	44,319,000	14,039,725	14,039,725	0	0	△30,279,275
	2 県補助金	197,418,000	50,896,876	50,896,876	0	0	△146,521,124
	3 委託金	20,138,000	15,082,812	15,082,812	0	0	△5,055,188
17	財産収入	38,604,000	42,900,834	41,175,670	0	1,725,164	2,571,670
	1 財産運用収入	21,157,000	22,309,981	22,309,981	0	0	1,152,981
	2 財産売払収入	17,447,000	20,590,853	18,865,689	0	1,725,164	1,418,689
18	寄附金	2,000	4,600,000	4,600,000	0	0	4,598,000
	1 寄附金	2,000	4,600,000	4,600,000	0	0	4,598,000
19	繰入金	941,047,000	1,797,535,201	1,797,535,201	0	0	856,488,201
	1 特別会計繰入金	27,558,000	27,554,979	27,554,979	0	0	△3,021

	2 基金繰入金	913,489,000	1,769,980,222	1,769,980,222	0	0	856,491,222
20 繰越金		106,742,000	106,742,254	106,742,254	0	0	254
	1 繰越金	106,742,000	106,742,254	106,742,254	0	0	254
21 諸収入		35,728,000	22,810,374	22,415,703	0	394,671	△13,312,297
	1 延滞金加算金及び過料	502,000	466,598	466,598	0	0	△35,402
	2 町預金利子	100,000	200,670	200,670	0	0	100,670
	3 貸付金元利収入	2,954,000	466,235	100,667	0	365,568	△2,853,333
	4 雑入	32,172,000	21,676,871	21,647,768	0	29,103	△10,524,232
22 町債		631,200,000	0	0	0	0	△631,200,000
	1 町債	631,200,000	0	0	0	0	△631,200,000
歳入合計		5,035,925,000	4,833,102,848	4,756,968,516	0	76,134,332	△278,956,484

## 歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 議会費		円 101,448,000	円 87,289,821	円 0	円 14,158,179	円 △14,158,179
	1 議会費	101,448,000	87,289,821	0	14,158,179	△14,158,179
2 総務費		712,024,000	457,568,955	0	254,455,045	△254,455,045
	1 総務管理費	610,437,000	384,792,417	0	225,644,583	△225,644,583
	2 徴税費	63,380,000	47,932,250	0	15,447,750	△15,447,750
	3 戸籍住民基本台帳費	15,846,000	12,450,809	0	3,395,191	△3,395,191
	4 選挙費	19,360,000	11,370,478	0	7,989,522	△7,989,522
	5 統計調査費	2,129,000	275,548	0	1,853,452	△1,853,452
	6 監査委員費	872,000	747,453	0	124,547	△124,547
3 民生費		700,494,000	565,675,111	0	134,818,889	△134,818,889
	1 社会福祉費	434,661,000	356,579,003	0	78,081,997	△78,081,997
	2 児童福祉費	187,640,000	135,536,473	0	52,103,527	△52,103,527
	3 国民年金事務取扱費	8,088,000	6,531,148	0	1,556,852	△1,556,852
	4 国民健康保険費	70,105,000	67,028,487	0	3,076,513	△3,076,513

4 衛生費	236,044,000	147,616,849	0	88,427,151	△88,427,151
1 保健衛生費	169,285,000	132,884,032	0	36,400,968	△36,400,968
2 水道費	66,759,000	14,732,817	0	52,026,183	△52,026,183
5 労働費	2,486,000	2,471,856	0	14,144	△14,144
1 労働諸費	2,486,000	2,471,856	0	14,144	△14,144
6 農林水産業費	552,435,000	178,064,659	0	374,370,341	△374,370,341
1 農業費	513,386,000	174,547,906	0	338,838,094	△338,838,094
2 林業費	39,049,000	3,516,753	0	35,532,247	△35,532,247
7 商工費	86,261,000	81,726,647	0	4,534,353	△4,534,353
1 商工費	86,261,000	81,726,647	0	4,534,353	△4,534,353
8 土木費	498,344,000	424,671,841	0	73,672,159	△73,672,159
1 土木管理費	23,730,000	18,650,005	0	5,079,995	△5,079,995
2 道路 橋りょう費	370,544,000	304,856,243	0	65,687,757	△65,687,757
3 河川費	6,876,000	6,306,527	0	569,473	△569,473
4 下水道費	86,393,000	86,393,000	0	0	0
5 住宅費	10,801,000	8,466,066	0	2,334,934	△2,334,934
9 消防費	221,823,000	185,394,387	0	36,428,613	△36,428,613
1 消防費	221,823,000	185,394,387	0	36,428,613	△36,428,613
10 教育費	592,296,000	466,642,486	0	125,653,514	△125,653,514
1 教育総務費	254,751,000	239,538,496	0	15,212,504	△15,212,504
2 小学校費	105,864,000	63,340,515	0	42,523,485	△42,523,485
3 中学校費	74,566,000	41,854,484	0	32,711,516	△32,711,516
4 社会教育費	80,218,000	62,615,210	0	17,602,790	△17,602,790
5 保健体育費	76,897,000	59,293,781	0	17,603,219	△17,603,219
11 災害復旧費	146,000	146,000	0	0	0
1 公共土木施設 災害復旧費	146,000	146,000	0	0	0
12 公債費	949,800,000	389,825,523	0	559,974,477	△559,974,477

	1 公債費	949,800,000	389,825,523	0	559,974,477	△559,974,477
13 諸支出金		374,426,000	374,424,251	0	1,749	△1,749
	1 普通財産取得費	86,925,000	86,923,347	0	1,653	△1,653
	2 基金費	287,501,000	287,500,904	0	96	△96
14 予備費		7,898,000	0	0	7,898,000	△7,898,000
	1 予備費	7,898,000	0	0	7,898,000	△7,898,000
歳出合計		5,035,925,000	3,361,518,386	0	1,674,406,614	△1,674,406,614

歳入歳出差引残額 1,395,450,130円

## 平成16年度 雄和町簡易水道特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		円 169,000	円 336,000	円 336,000	円 0	円 0	円 167,000
	1 負担金	169,000	336,000	336,000	0	0	167,000
2 使用料及び手数料		57,142,000	45,772,966	43,736,269	0	2,036,697	△13,405,731
	1 使用料	57,126,000	45,740,966	43,704,269	0	2,036,697	△13,421,731
	2 手数料	16,000	32,000	32,000	0	0	16,000
3 財産収入		2,000	1,470	1,470	0	0	△530
	1 財産運用収入	2,000	1,470	1,470	0	0	△530
4 繰入金		23,600,000	12,333,418	12,333,418	0	0	△11,266,582
	1 繰入金	23,600,000	12,333,418	12,333,418	0	0	△11,266,582
5 繰越金		1,599,000	1,599,351	1,599,351	0	0	351
	1 繰越金	1,599,000	1,599,351	1,599,351	0	0	351
6 諸収入		2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 町預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 雑入	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		82,514,000	60,043,205	58,006,508	0	2,036,697	△24,507,492

## 歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	管理費	円 12,539,000	円 9,999,533	円 0	円 2,539,467	円 △2,539,467
	1 総務費	12,539,000	9,999,533	0	2,539,467	△2,539,467
2	維持費	16,889,000	13,506,525	0	3,382,475	△3,382,475
	1 維持費	16,889,000	13,506,525	0	3,382,475	△3,382,475
3	財産費	802,000	802,000	0	0	0
	1 積立金	802,000	802,000	0	0	0
4	公債費	52,038,000	26,018,341	0	26,019,659	△26,019,659
	1 公債費	52,038,000	26,018,341	0	26,019,659	△26,019,659
5	諸支出金	100,000	73,920	0	26,080	△26,080
	1 諸費	100,000	73,920	0	26,080	△26,080
6	予備費	146,000	0	0	146,000	△146,000
	1 予備費	146,000	0	0	146,000	△146,000
歳出合計		82,514,000	50,400,319	0	32,113,681	△32,113,681

歳入歳出差引残額 7,606,189円

## 平成16年度雄和町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	国民健康保険税	円 186,813,000	円 232,281,882	円 156,726,640	円 3,055,170	円 72,500,072	円 △30,086,360
	1 国民健康 保 險 税	186,813,000	232,281,882	156,726,640	3,055,170	72,500,072	△30,086,360
2	使用料及び手数料	55,000	35,770	35,770	0	0	△19,230
	1 手 数 料	55,000	35,770	35,770	0	0	△19,230
3	国庫支出金	251,641,000	163,377,000	138,265,000	0	25,112,000	△113,376,000
	1 国庫負担金	199,235,000	140,690,000	115,578,000	0	25,112,000	△83,657,000
	2 国庫補助金	52,406,000	22,687,000	22,687,000	0	0	△29,719,000
4	支払基金交付金	68,907,000	88,914,000	59,278,000	0	29,636,000	△9,629,000

	1 支払基金 交 付 金	68,907,000	88,914,000	59,278,000	0	29,636,000	△9,629,000
5 県支出金		7,041,000	3,089,468	3,089,468	0	0	△3,951,532
	1 県負担金	5,148,000	3,089,468	3,089,468	0	0	△2,058,532
	2 県補助金	1,893,000	0	0	0	0	△1,893,000
6 共同事業交付金		9,668,000	16,743,336	16,743,336	0	0	7,075,336
	1 共同事業 交 付 金	9,668,000	16,743,336	16,743,336	0	0	7,075,336
7 財産収入		4,698,000	4,695,561	4,695,561	0	0	△2,439
	1 財産運用 収 入	14,000	11,561	11,561	0	0	△2,439
	2 財産売払 収 入	4,684,000	4,684,000	4,684,000	0	0	0
8 繰入金		75,008,000	147,043,788	147,043,788	0	0	72,035,788
	1 他会計 繰 入 金	62,241,000	60,641,000	60,641,000	0	0	△1,600,000
	2 基金繰入金	12,767,000	86,402,788	86,402,788	0	0	73,635,788
9 繰越金		47,966,000	47,966,841	47,966,841	0	0	841
	1 繰越金	47,966,000	47,966,841	47,966,841	0	0	841
10 諸収入		354,000	429,967	429,967	0	0	75,967
	1 延滞金 及び過料	350,000	195,000	195,000	0	0	△155,000
	2 町預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000
	3 雑 入	3,000	234,967	234,967	0	0	231,967
歳 入 合 計		652,151,000	704,577,613	574,274,371	3,055,170	127,248,072	△77,876,629

## 歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		円 5,507,000	円 4,234,334	円 0	円 1,272,666	円 △1,272,666
	1 総務管理費	4,448,000	3,753,474	0	694,526	△694,526
	2 徴 税 費	605,000	329,860	0	275,140	△275,140
	3 運 営 協 議 会 費	454,000	151,000	0	303,000	△303,000
2 保険給付費		422,551,000	289,259,164	0	133,291,836	△133,291,836
	1 療養諸費	375,358,000	248,148,333	0	127,209,667	△127,209,667

	2 高額療養費	41,791,000	37,570,831	0	4,220,169	△4,220,169
	3 出産育児一時金	2,400,000	1,500,000	0	900,000	△900,000
	4 葬祭費	3,000,000	2,040,000	0	960,000	△960,000
	5 移送費	2,000	0	0	2,000	△2,000
3	老人保健拠出金	144,111,000	107,728,928	0	36,382,072	△36,382,072
	1 老人保健拠出金	144,111,000	107,728,928	0	36,382,072	△36,382,072
4	介護納付金	36,726,000	27,545,631	0	9,180,369	△9,180,369
	1 介護納付金	36,726,000	27,545,631	0	9,180,369	△9,180,369
5	共同事業拠出金	20,615,000	16,476,873	0	4,138,127	△4,138,127
	1 共同事業拠出金	20,615,000	16,476,873	0	4,138,127	△4,138,127
6	保健事業費	6,153,000	4,433,864	0	1,719,136	△1,719,136
	1 保健事業費	6,153,000	4,433,864	0	1,719,136	△1,719,136
7	基金積立金	14,000	14,000	0	0	0
	1 基金積立金	14,000	14,000	0	0	0
8	公債費	1,000	0	0	1,000	△1,000
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	△1,000
9	諸支出金	1,473,000	999,252	0	473,748	△473,748
	1 償還金及び還付加算金	1,473,000	999,252	0	473,748	△473,748
	2 繰出金	0	0	0	0	0
10	予備費	15,000,000	0	0	15,000,000	△15,000,000
	1 予備費	15,000,000	0	0	15,000,000	△15,000,000
	歳出合計	652,151,000	450,692,046	0	201,458,954	△201,458,954

歳入歳出差引残額 123,582,325円

## 平成16年度雄和町大正寺財産区特別会計歳入歳出決算書

## 歳 入

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	県支出金	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
	1 県補助金	0	0	0	0	0	0
2	財産収入	29,000	29,328	29,328	0	0	328
	1 財産運用 収入	29,000	29,328	29,328	0	0	328
	2 財産売払 収入	0	0	0	0	0	0
3	繰入金	27,277,000	27,276,219	27,276,219	0	0	△781
	1 財産金 繰入金	27,277,000	27,276,219	27,276,219	0	0	△781
4	繰越金	380,000	379,062	379,062	0	0	△938
	1 繰越金	380,000	379,062	379,062	0	0	△938
5	諸収入	18,000	17,370	17,370	0	0	△630
	1 町預金利子	0	0	0	0	0	0
	2 雑 入	18,000	17,370	17,370	0	0	△630
歳 入 合 計		27,704,000	27,701,979	27,701,979	0	0	△2,021

## 歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1	委員会費	円 147,000	円 147,000	円 0	円 0	円 0
	1 財産区 管理会費	147,000	147,000	0	0	0
2	総務費	0	0	0	0	0
	1 総務管理費	0	0	0	0	0
3	諸支出金	27,557,000	27,554,979	0	2,021	△2,021
	1 普通財産 取得費	27,557,000	27,554,979	0	2,021	△2,021
4	予備費	0	0	0	0	0
	1 予備費	0	0	0	0	0
歳 出 合 計		27,704,000	27,701,979	0	2,021	△2,021

歳入歳出差引残額

0円



## 平成16年度雄和町老人保健特別会計歳入歳出決算書

## 歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	支払基金交付金	円 697,352,000	円 682,697,639	円 468,781,639	円 0	円 213,916,000	円 △228,570,361
	1 支払基金 交付金	697,352,000	682,697,639	468,781,639	0	213,916,000	△228,570,361
2	国庫支出金	293,906,000	194,819,000	194,819,000	0	0	△99,087,000
	1 国庫負担金	293,556,000	194,819,000	194,819,000	0	0	△98,737,000
	2 国庫補助金	350,000	0	0	0	0	△350,000
3	県支出金	72,895,000	48,078,000	48,078,000	0	0	△24,817,000
	1 県負担金	72,895,000	48,078,000	48,078,000	0	0	△24,817,000
4	繰入金	75,903,000	75,903,000	75,903,000	0	0	0
	1 一般会計 繰入金	75,903,000	75,903,000	75,903,000	0	0	0
5	繰越金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	△1,000
6	諸収入	4,000	0	0	0	0	△4,000
	1 町預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 雑入	3,000	0	0	0	0	△3,000
歳入合計		1,140,061,000	1,001,497,639	787,581,639	0	213,916,000	△352,479,361

## 歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	円 3,103,000	円 2,458,414	円 0	円 644,586	円 △644,586
	1 総務管理費	3,103,000	2,458,414	0	644,586	△644,586
2	医療諸費	1,123,642,000	744,220,372	0	379,421,628	△379,421,628
	1 医療諸費	1,123,642,000	744,220,372	0	379,421,628	△379,421,628
3	諸支出金	383,000	381,718	0	1,282	△1,282
	1 償還金	383,000	381,718	0	1,282	△1,282
	2 繰出金	0	0	0	0	0

4 前年度繰上充用金	12,933,000	12,932,187	0	813	△813
1 前年度繰上充用金	12,933,000	12,932,187	0	813	△813
歳出合計	1,140,061,000	759,992,691	0	380,068,309	△380,068,309

歳入歳出差引残額 27,588,948円

## 平成16年度雄和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		円 774,000	円 1,425,500	円 672,500	円 0	円 753,000	円 △101,500
	1 分担金	774,000	1,425,500	672,500	0	753,000	△101,500
2 使用料及び手数料		26,181,000	20,371,450	19,767,655	0	603,795	△6,413,345
	1 使用料	26,179,000	20,355,050	19,753,305	0	601,745	△6,425,695
	2 手数料	2,000	16,400	14,350	0	2,050	12,350
3 県支出金		195,583,000	0	0	0	0	△195,583,000
	1 県補助金	195,583,000	0	0	0	0	△195,583,000
4 繰入金		87,640,000	87,640,000	87,640,000	0	0	0
	1 繰入金	87,640,000	87,640,000	87,640,000	0	0	0
5 繰越金		154,000	154,284	154,284	0	0	284
	1 繰越金	154,000	154,284	154,284	0	0	284
6 諸収入		5,702,000	8,398,711	8,398,711	0	0	2,696,711
	1 町預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 雑入	5,701,000	8,398,711	8,398,711	0	0	2,697,711
7 町債		167,900,000	0	0	0	0	△167,900,000
	1 町債	167,900,000	0	0	0	0	△167,900,000
歳入合計		483,934,000	117,989,945	116,633,150	0	1,356,795	△367,300,850

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	管理費	23,292,000	11,992,729	0	11,299,271	△11,299,271
	1 管理費	23,292,000	11,992,729	0	11,299,271	△11,299,271
2	事業費	377,708,000	155,626,101	0	222,081,899	△222,081,899
	1 事業費	377,708,000	155,626,101	0	222,081,899	△222,081,899
3	公債費	82,684,000	41,097,744	0	41,586,256	△41,586,256
	1 公債費	82,684,000	41,097,744	0	41,586,256	△41,586,256
4	諸支出金	100,000	45,643	0	54,357	△54,357
	1 諸費	100,000	45,643	0	54,357	△54,357
5	予備費	150,000	0	0	150,000	△150,000
	1 予備費	150,000	0	0	150,000	△150,000
歳出合計		483,934,000	208,762,217	0	275,171,783	△275,171,783

歳入歳出差引歳入不足額 92,129,067円

この不足額は、合併の事由により生じた債務である。このため一般会計歳計現金繰替流用額 92,129,067円

平成16年度雄和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	分担金及び負担金	10,368,000	13,104,500	9,322,000	0	3,782,500	△1,046,000
	1 負担金	10,368,000	13,104,500	9,322,000	0	3,782,500	△1,046,000
2	使用料及び手数料	36,777,000	31,190,897	30,530,674	0	660,223	△6,246,326
	1 使用料	36,557,000	30,920,897	30,260,674	0	660,223	△6,296,326
	2 手数料	220,000	270,000	270,000	0	0	50,000
3	国庫支出金	44,000,000	0	0	0	0	△44,000,000
	1 国庫補助金	44,000,000	0	0	0	0	△44,000,000
4	繰入金	86,393,000	86,393,000	86,393,000	0	0	0
	1 繰入金	86,393,000	86,393,000	86,393,000	0	0	0
5	繰越金	304,000	304,165	304,165	0	0	165

	1 繰越金	304,000	304,165	304,165	0	0	165
6 諸収入		10,836,000	12,474,181	12,474,181	0	0	1,638,181
	1 雑入	10,836,000	12,474,181	12,474,181	0	0	1,638,181
7 町債		72,800,000	0	0	0	0	△72,800,000
	1 町債	72,800,000	0	0	0	0	△72,800,000
歳入合計		261,478,000	143,466,743	139,024,020	0	4,442,723	△122,453,980

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 管理費		円 38,705,000	円 19,732,803	円 0	円 18,972,197	円 △18,972,197
	1 管理費	38,705,000	19,732,803	0	18,972,197	△18,972,197
2 事業費		103,501,000	84,633,201	0	18,867,799	△18,867,799
	1 事業費	103,501,000	84,633,201	0	18,867,799	△18,867,799
3 公債費		119,022,000	55,036,980	0	63,985,020	△63,985,020
	1 公債費	119,022,000	55,036,980	0	63,985,020	△63,985,020
4 諸支出金		100,000	36,961	0	63,039	△63,039
	1 諸費	100,000	36,961	0	63,039	△63,039
5 予備費		150,000	0	0	150,000	△150,000
	1 予備費	150,000	0	0	150,000	△150,000
歳出合計		261,478,000	159,439,945	0	102,038,055	△102,038,055

歳入歳出差引歳入不足額 20,415,925円

この不足額は、合併の事由により生じた債務である。このため一時借入金充用額 20,415,925円

平成16年度 雄和町介護保険特別会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 保険料		円 94,493,000	円 90,836,250	円 75,804,280	円 0	円 15,031,970	円 △18,688,720
	1 介護保険料	94,493,000	90,836,250	75,804,280	0	15,031,970	△18,688,720
2 使用料及び手数料		4,000	10,000	10,000	0	0	6,000

	1 手 数 料	4,000	10,000	10,000	0	0	6,000
3 国庫支出金		128,970,000	130,106,000	86,735,000	0	43,371,000	△42,235,000
	1 国庫負担金	100,352,000	97,348,000	64,896,000	0	32,452,000	△35,456,000
	2 国庫補助金	28,618,000	32,758,000	21,839,000	0	10,919,000	△6,779,000
4 支払基金交付金		162,588,000	163,737,656	109,837,656	0	53,900,000	△52,750,344
	1 支 払 基 金 交 付 金	162,588,000	163,737,656	109,837,656	0	53,900,000	△52,750,344
5 県支出金		62,810,000	58,206,000	46,560,000	0	11,646,000	△16,250,000
	1 県 負 担 金	62,810,000	58,206,000	46,560,000	0	11,646,000	△16,250,000
6 繰入金		73,116,000	110,116,000	110,116,000	0	0	37,000,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	73,116,000	66,397,000	66,397,000	0	0	△6,719,000
	2 基金繰入金	0	43,719,000	43,719,000	0	0	43,719,000
7 繰越金		21,325,000	21,325,403	21,325,403	0	0	403
	1 繰 越 金	21,325,000	21,325,403	21,325,403	0	0	403
8 諸収入		3,000	21,780	21,780	0	0	18,780
	1 延 滞 金 及 び 過 料	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 町預金利子	0	0	0	0	0	0
	3 雑 入	2,000	21,780	21,780	0	0	19,780
9 財産収入		4,000	4,002	4,002	0	0	2
	1 財 産 運 用 収 入	4,000	4,002	4,002	0	0	2
歳 入 合 計		543,313,000	574,363,091	450,414,121	0	123,948,970	△92,898,879

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		円 17,077,000	円 12,733,418	円 0	円 4,343,582	円 △4,343,582
	1 総務管理費	9,865,000	7,846,481	0	2,018,519	△2,018,519
	2 徴 収 費	592,000	396,205	0	195,795	△195,795
	3 運 営 協 議 会 費	98,000	91,000	0	7,000	△7,000
	4 介 護 認 定 審 査 会 費	6,522,000	4,399,732	0	2,122,268	△2,122,268

2 保険給付費	502,130,000	311,000,609	0	191,129,391	△191,129,391
1 介護サービス等諸費	493,630,000	305,247,781	0	188,382,219	△188,382,219
2 支援サービス等諸費	4,956,000	3,828,403	0	1,127,597	△1,127,597
3 その他諸費	684,000	452,010	0	231,990	△231,990
4 高額介護サービス等費	2,860,000	1,472,415	0	1,387,585	△1,387,585
3 財政安定化基金拠出金	520,000	519,991	0	9	△9
1 財政安定化基金拠出金	520,000	519,991	0	9	△9
4 基金積立金	17,872,000	17,872,000	0	0	0
1 介護給付費準備基金積立金	17,872,000	17,872,000	0	0	0
5 公債費	1,000	0	0	1,000	△1,000
1 公債費	1,000	0	0	1,000	△1,000
6 諸支出金	2,713,000	27,500	0	2,685,500	△2,685,500
1 償還金及び還付加算金	2,712,000	27,500	0	2,684,500	△2,684,500
2 繰出金	1,000	0	0	1,000	△1,000
7 予備費	3,000,000	0	0	3,000,000	△3,000,000
1 予備費	3,000,000	0	0	3,000,000	△3,000,000
歳出合計	543,313,000	342,153,518	0	201,159,482	△201,159,482

歳入歳出差引残額 108,260,603円

平成16年度河辺雄和地区消防一部事務組合一般会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	分担金及び負担金	円 350,030,000	円 292,315,000	円 292,315,000	円	円	円 △57,715,000
	1 負担金	350,030,000	292,315,000	292,315,000			△57,715,000
2	使用料及び手数料	108,000	473,250	473,250			365,250
	1 手数料	108,000	473,250	473,250			365,250
5	繰越金	1,730,000	1,730,600	1,730,600			600
	1 繰越金	1,730,000	1,730,600	1,730,600			600

6 雑 収 入	44,624,000	23,460,040	23,460,040			△21,163,960
1 預 金 利 子	1,000	107	107			△893
2 雑 収 入	44,623,000	23,459,933	23,459,933			△21,163,067
歳 入 合 計	396,492,000	317,978,890	317,978,890			△78,513,110

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 議 会 費		円 293,000	円 246,621	円	円 46,379	円 46,379
1 議 会 費		293,000	246,621		46,379	46,379
2 総 務 費		25,190,000	20,118,688		5,071,312	5,071,312
1 総務管理費		25,089,000	20,034,028		5,054,972	5,054,972
2 監査委員会費		101,000	84,660		16,340	16,340
3 消 防 費		364,021,000	291,807,282		72,213,718	72,213,718
1 消 防 費		364,021,000	291,807,282		72,213,718	72,213,718
4 公 債 費		6,900,000	3,449,351		3,450,649	3,450,649
1 公 債 費		6,900,000	3,449,351		3,450,649	3,450,649
5 予 備 費		88,000	0		88,000	88,000
1 予 備 費		88,000	0		88,000	88,000
歳 出 合 計		396,492,000	315,621,942		80,870,058	80,870,058

歳入歳出差引残額 2,356,948円

秋田市告示第329号

平成17年12月22日の「平成17年12月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は別紙のとおりである。

平成17年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成17年度秋田市一般会計補正予算（第4号）

平成17年度秋田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ501,274千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118,638,662千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		22,819,000	129,036	22,948,036
	1 地方交付税	22,819,000	129,036	22,948,036
15 国庫支出金		13,042,039	64,328	13,106,367
	2 国庫補助金	2,862,123	64,328	2,926,451
20 繰越金		1,213,809	143,610	1,357,419
	1 繰越金	1,213,809	143,610	1,357,419
22 市 債		14,743,300	164,300	14,907,600
	1 市債	14,743,300	164,300	14,907,600
歳 入 合 計		118,137,388	501,274	118,638,662

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		16,975,957	29,034	17,004,991
	4 選挙費	408,274	5,920	414,194
	5 統計調査費	238,373	23,114	261,487
3 民生費		30,663,032	66,102	30,729,134
	1 社会福祉費	13,868,476	43,135	13,911,611
	3 生活保護費	8,268,845	20,082	8,288,927
	4 国民年金費	50,678	2,885	53,563
4 衛生費		9,223,099	202,452	9,425,551
	1 環境衛生費	308,979	7,488	316,467
	3 清掃費	5,056,068	194,964	5,251,032
6 農林水産業費		2,296,985	53,806	2,350,791
	1 農業費	1,872,658	52,545	1,925,203
	2 林業費	424,327	1,261	425,588
7 商工費		6,359,770	9,139	6,368,909



	1 商工費	6,359,770	9,139	6,368,909
8 土 木 費		19,504,445	122,424	19,626,869
	5 都市計画費	6,824,481	99,763	6,924,244
	7 住宅費	446,582	22,661	469,243
9 消 防 費		3,598,144	14,000	3,612,144
	1 消防費	3,598,144	14,000	3,612,144
11 災害復旧費		35,965	4,317	40,282
	1 農林水産施設災害復旧費	4,001	4,317	8,318
歳 出 合 計		118,137,388	501,274	118,638,662

第2表 継続費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
4 衛生費	3 清掃費	第2リサイクルプラザ (仮称) 整備事業	1,634,400	平成16年度	515,980	1,614,400	平成16年度	515,980
				平成17年度	706,492		平成17年度	901,456
				平成18年度	411,928		平成18年度	196,964

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	林業施設災害復旧事業	4,218

第4表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
外部監査実施経費	平成17年度～平成18年度	15,015
土地区画整理事業関係法律顧問経費	平成17年度～平成18年度	1,200
電子入札システム構築経費	平成17年度～平成21年度	11,679
泉外旭川線地方道路交付金事業	平成17年度～平成22年度	120,000
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成17年度設定文書法規課分)	平成17年度～平成18年度	4,097
同 上 (平成17年度設定人事課分)	平成17年度～平成18年度	5,465
同 上 (平成17年度設定防災対策課分)	平成17年度～平成18年度	2,119

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成17年度設定企画調整課分)	平成17年度～平成18年度	1,449
同上 (平成17年度設定情報政策課分)	平成17年度～平成18年度	386,141
同上 (平成17年度設定広報課分)	平成17年度～平成18年度	36,132
同上 (平成17年度設定市民相談室分)	平成17年度～平成18年度	1,697
同上 (平成17年度設定市史編さん室分)	平成17年度～平成18年度	961
同上 (平成17年度設定東京事務所分)	平成17年度～平成18年度	15,896
同上 (平成17年度設定財政課分)	平成17年度～平成18年度	3,780
同上 (平成17年度設定契約課分)	平成17年度～平成18年度	75
同上 (平成17年度設定市民税課分)	平成17年度～平成18年度	7,575
同上 (平成17年度設定用地調査室分)	平成17年度～平成18年度	796
同上 (平成17年度設定生活課分)	平成17年度～平成18年度	37,315
同上 (平成17年度設定市民課分)	平成17年度～平成18年度	7,706
同上 (平成17年度設定国保年金課分)	平成17年度～平成18年度	116
同上 (平成17年度設定自治振興課分)	平成17年度～平成18年度	24,717
同上 (平成17年度設定土崎支所分)	平成17年度～平成18年度	4,360
同上 (平成17年度設定新屋支所分)	平成17年度～平成18年度	1,279
同上 (平成17年度設定福祉総務課分)	平成17年度～平成18年度	139,338
同上 (平成17年度設定食肉衛生検査所分)	平成17年度～平成18年度	3,853
同上 (平成17年度設定保健総務課分)	平成17年度～平成18年度	91,386
同上 (平成17年度設定環境総務課分)	平成17年度～平成18年度	1,695,773
同上 (平成17年度設定商業観光課分)	平成17年度～平成18年度	38,201
同上 (平成17年度設定工業労政課分)	平成17年度～平成18年度	249,591
同上 (平成17年度設定港湾貿易振興課分)	平成17年度～平成18年度	41,978
同上 (平成17年度設定農林総務課分)	平成17年度～平成18年度	7,259
同上 (平成17年度設定建設総務課分)	平成17年度～平成18年度	59,372
同上 (平成17年度設定都市総務課分)	平成17年度～平成18年度	883,136
同上 (平成17年度設定美短事務局総務課分)	平成17年度～平成18年度	51,172

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成17年度設定会計課分)	平成17年度～平成18年度	91
同 上 (平成17年度設定管財課分)	平成17年度～平成18年度	160,179
同 上 (平成17年度設定議会事務局分)	平成17年度～平成18年度	3,917
同 上 (平成17年度設定選挙管理委員会事務局分)	平成17年度～平成18年度	516
同 上 (平成17年度設定教育委員会総務課分)	平成17年度～平成18年度	131,366
同 上 (平成17年度設定学事課分)	平成17年度～平成18年度	128,800
同 上 (平成17年度設定教育研究所分)	平成17年度～平成18年度	33,190
同 上 (平成17年度設定文化振興室分)	平成17年度～平成18年度	2,880
同 上 (平成17年度設定スポーツ振興課分)	平成17年度～平成18年度	172,799
同 上 (平成17年度設定生涯学習室分)	平成17年度～平成18年度	58,874
同 上 (平成17年度設定中央公民館分)	平成17年度～平成18年度	4,014
同 上 (平成17年度設定土崎公民館分)	平成17年度～平成18年度	580
同 上 (平成17年度設定西部公民館分)	平成17年度～平成18年度	90
同 上 (平成17年度設定東部公民館分)	平成17年度～平成18年度	198
同 上 (平成17年度設定南部公民館分)	平成17年度～平成18年度	150
同 上 (平成17年度設定北部公民館分)	平成17年度～平成18年度	221
同 上 (平成17年度設定雄和公民館分)	平成17年度～平成18年度	370
同 上 (平成17年度設定太平山自然学習センター分)	平成17年度～平成18年度	37,319
同 上 (平成17年度設定自然科学学習館分)	平成17年度～平成18年度	2,500
同 上 (平成17年度設定中央図書館明德館分)	平成17年度～平成18年度	16,678
同 上 (平成17年度設定土崎図書館分)	平成17年度～平成18年度	5,910
同 上 (平成17年度設定新屋図書館分)	平成17年度～平成18年度	5,115
同 上 (平成17年度設定千秋美術館分)	平成17年度～平成18年度	85,834
同 上 (平成17年度設定赤れんが郷土館分)	平成17年度～平成18年度	6,672
同 上 (平成17年度設定民俗芸能伝承館分)	平成17年度～平成18年度	5,528
同 上 (平成17年度設定佐竹史料館分)	平成17年度～平成18年度	4,976
同 上 (平成17年度設定文化会館分)	平成17年度～平成18年度	95,585

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成17年度設定商業高校分)	平成17年度～平成18年度	3,700
同 上 (平成17年度設定御所野学院高校分)	平成17年度～平成18年度	22,138
同 上 (平成17年度設定消防本部総務課分)	平成17年度～平成18年度	96,497

第5表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
清 掃 費	457,600	155,700	613,300			
住 宅 費	30,800	7,500	38,300			
農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,700	1,100	2,800			
計	14,743,300	164,300	14,907,600			

平成17年度秋田市土地区画整理会計補正予算(第2号)  
平成17年度秋田市の土地区画整理会計補正予算(第2号)は、  
次に定めるところによる。  
(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成17年度設定)	平成17年度～平成18年度	15,922

平成17年度秋田市市有林会計補正予算(第1号)  
平成17年度秋田市の市有林会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)  
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,736千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184,879千円とする。  
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		130,297	1,261	131,558
	1 繰入金	130,297	1,261	131,558
3 繰越金		15,000	2,475	17,475
	1 繰越金	15,000	2,475	17,475
歳 入 合 計		181,143	3,736	184,879

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		39,888	3,736	43,624
	1 総務管理費	39,888	3,736	43,624
歳 出 合 計		181,143	3,736	184,879

平成17年度秋田市中心卸売市場会計補正予算(第1号)  
平成17年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,388千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ663,218千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		1	8,388	8,389
	1 繰越金	1	8,388	8,389
歳 入 合 計		654,830	8,388	663,218

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		464,763	8,388	473,151
	1 総務管理費	464,763	8,388	473,151
歳 出 合 計		654,830	8,388	663,218

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成17年度設定)	平成17年度～平成18年度	43,913

平成17年度秋田市農業集落排水会計補正予算(第1号)  
平成17年度秋田市の農業集落排水会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正  
(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成17年度設定)	平成17年度～平成18年度	77,757

平成17年度秋田市大森山動物園会計補正予算(第2号)  
平成17年度秋田市の大森山動物園会計補正予算(第2号)は、  
次に定めるところによる。  
(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成17年度設定)	平成17年度～平成18年度	16,795

平成17年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第3号)  
平成17年度秋田市の介護保険事業会計補正予算(第3号)は、  
次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

73,439千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,772,100千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		2,273,715	37,202	2,310,917
	1 一般会計繰入金	2,172,393	37,202	2,209,595
8 繰越金		71,998	36,237	108,235
	1 繰越金	71,998	36,237	108,235
歳入合計		15,698,661	73,439	15,772,100

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		283,225	37,202	320,427
	1 総務管理費	283,225	37,202	320,427
6 諸支出金		4,442	36,237	40,679
	1 償還金及び還付加算金	4,442	36,237	40,679
歳出合計		15,698,661	73,439	15,772,100

平成17年度秋田市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成17年度秋田市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成17年度秋田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成17年度から18年度まで	466,743千円

平成17年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成17年度秋田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成17年度秋田市水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成17年度から18年度まで	593,498千円
配水管整備事業	平成17年度から18年度まで	76,750千円
秋田市水道記念館 (仮称)関連業務委託	平成17年度から18年度まで	20,000千円

平成17年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成17年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成17年度秋田市下水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成17年度から18年度まで	420,354千円
管渠建設事業	平成17年度から18年度まで	250,000千円

教 委 告 示

秋田市教委告示第17号

平成17年12月21日午後3時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成17年12月16日

秋田市教育委員会

委員長 千 葉 昭

付議案件

- 1 平成18年度教職員人事異動方針について

選 管 告 示

秋市選管告示第130号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を本市の選挙人名簿から抹消したので告示する。

平成17年12月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

抹消した者の氏名等 別紙（省略）のとおり

秋市選管告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条、ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成17年12月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 50分の1の数 5,413人
- 2 3分の1の数 90,211人

秋市選管告示第132号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、次の者を本市の在外選挙人名簿から抹消したので告示する。

平成17年12月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

抹消した者

氏 名	生 年 月 日
田 口 勇 新	昭和24年3月10日
田 口 孝 子	昭和30年4月15日
嶋 田 明 子	昭和43年7月12日

秋市選管告示第133号

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条の規定により検察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時を次のように定めたので同条第3項の規定により告示する。

平成17年12月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成17年12月8日 午前9時

農 委 告 示

秋田市農委告示第15号

平成17年12月20日午後3時雄和市民センターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成17年12月13日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

1 案 件 秋田市外旭川字堂ノ前8番地8 株式会社アド秋田  
代表取締役 筒井繁雄の農地法第5条の規定による許  
可申請に関する件 外30件

## 上下水道局告示

### 秋田市上下水道局告示第57号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成17年12月8日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏  
指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地	指定年月日
有限会社 スギサワ	杉澤 勤	仙北郡美郷町本堂 城回字本堂町113 番地	平成17年 12月8日

### 秋田市上下水道局告示第58号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、平成17年4月1日付け委託した秋田市上下水道事業に係る水道メーター検針事務受託者を次のとおり解除したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成17年12月28日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 解除した委託事務の範囲  
水道メーターの検針およびこれに付随する事務
- 解除した受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市河辺三内字繫沢下段52番地	小野寺 久美子
秋田市河辺岩見字鍛冶屋敷76番地	石 塚 さえ子
秋田市河辺松濶字川原田家ノ後1番地31	伊 藤 栄 子
秋田市河辺諸井字上諸井58番地 8	飯 塚 郁 子
秋田市河辺畑谷字中村41番地 1	稲 垣 小百合
秋田市河辺三内字外川原149番地 6	石 塚 静 子
秋田市雄和石田字下大部237番地 1	齊 藤 宇三郎
秋田市雄和相川字高野113番地 1	五十嵐 英 雄
秋田市雄和左手子字白川袋64番地	佐々木 善 明
秋田市雄和新波字新町274番地	岡 部 専 裕

- 解除年月日  
平成17年12月28日

## 公 告

### 秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の終了について認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年12月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 土地区画整理事業の名称  
御所野ニュータウン第十九地区土地区画整理事業
- 施行地区  
秋田市四ツ小屋末戸松本字地蔵田の一部
- 施行認可の年月日  
平成17年7月4日
- 施行者の名称  
独立行政法人都市再生機構  
秋田都市開発事務所長 福 澤 進  
秋田市山王六丁目9番25号
- 事業施行期間  
平成17年7月4日から平成17年12月1日まで
- 終了認可の年月日  
平成17年12月1日

### 秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第28条の規定に基づき、公告する。

平成17年12月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 申請者の住所および氏名  
秋田市牛島東六丁目3番1号  
小松住研株式会社  
代表取締役 小 松 久 男
- 道路位置指定箇所  
秋田市仁井田栄町310番2
- 道路幅員 4.80メートル
- 道路延長 26.41メートル
- 指定年月日および番号  
平成17年12月2日 第4号

### 秋田市公告

#### 公 売 公 告

地方税法がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条の規定により下記のとおり公告する。

平成17年12月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久



公 売 の 日 時	平成17年12月16日午後1時	公 売 の 場 所	自治研修センター 第一会議室
公 売 の 方 法	入札（別紙（省略）に記載する売却区分ごとに売却する。）	再 度 入 札	入札がないとき又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行う場合があります。
公 売 開 始 の 日 時 および締切の日時	平成17年12月16日午後1時10分から午後1時20分まで		
開 札 の 日 時	平成17年12月16日午後1時20分	開 札 の 場 所	自治研修センター 第一会議室
売却決定の日時	平成17年12月16日午後1時30分	売却決定場所	秋田市財政部納税課
公 売 保 証 金	公売公告別紙1（省略）のとおり		
買受代金納付の期 限	平成17年12月16日午後1時30分		
権利移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。		
危険負担移転の時 期	買受代金の全額を納付した時です。		
権利移転に伴う費用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。		
公売財産上の質権者、 抵当権者等の権利の 内容の申し出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受ける権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。		
買受人の資格 その他の要件			
公 売 財 産 の 表 示	公売公告別紙1（省略）のとおり		
消費税の取扱い	公売財産に対する消費税の取扱いについては、公売公告別紙2（省略）のとおり		

**秋田市公告**

秋田市が東日本旅客鉄道株式会社各駅に設置している自転車等駐車場のうち、別紙に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成17年12月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

追分駅前自転車等駐車場	31台
上飯島駅自転車等駐車場	12台
土崎駅前自転車等駐車場	28台
土崎図書館前自転車等駐車場	14台
土崎駅東 We ロード下自転車等駐車場	22台
下浜駅前自転車等駐車場	1台
新屋駅前自転車等駐車場	24台
四ツ小屋駅前自転車等駐車場	4台
牛島駅東自転車等駐車場	14台
牛島駅西自転車等駐車場	5台
アトリオン広場地下自転車駐車場	27台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成17年11月30日から同年12月1日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市中通七丁目1番3号  
(秋田駅東自転車等駐車場内)  
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成17年12月20日から平成18年6月20日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについては、廃棄物又は不要物として処分する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市市民生活部生活課 電話 866-2035

**秋田市公告**

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年12月7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件 名	秋田市立秋田東中学校仮設トイレ賃貸借
(2) 施 工 場 所	秋田市手形休下町10番51号（秋田東中学校校地内）
(3) 仮設トイレの概要	①主 体 構 造 軽量鉄骨ブレース軸組工法、平屋建て ②規 模 トイレ部（6間×5間） 廊下部（10間+500×1.5間） ③賃貸借物件 仮設トイレ棟 建物・設備・付属備品類 1式 渡り廊下棟 建具・ガラス類 1式
(4) 契 約 期 間	平成17年12月26日～平成19年9月28日
(5) 賃貸借期間	平成18年2月14日～平成19年9月3日 約19ヵ月間 賃貸借物件の設置は、着手から平成18年2月13日までに、解体撤去については、賃貸借期間終了後から平成19年9月28日までの間に行う。
(6) 賃貸借料の支払い条件	賃貸借料の支払いについては、賃貸借期間の毎月均等払いとするが、その日数が1ヶ月に満たない場合は日割り計算するものとし、端数については最終月の支払いにおいて調整する。
(7) 入札参加要件	①秋田市内に本社・支店・営業所等を有する業者であること。 ②仮設トイレの賃貸借契約が可能であること。 ③租税に滞納がないこと。 ④地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。 ⑤本市の指名停止期間中または入札参加資格停止期間中でないこと。
(8) 予 定 価 格	22,082,000円（税抜き価格）

2 入札に関する事項

入札の日時 平成17年12月21日(木) 午前10時  
 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
 秋田市教育委員会「教育委員会室」  
 開札は入札終了後直ちに行う。  
 契 約 日 平成17年12月26日(木)  
 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則（以下「規則」という。）および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
 (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 (3) 入札執行回数は、1回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成17年12月15日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
 ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））  
 イ 実績調査（様式2（省略））  
 ウ 納税証明書  
 ・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）  
 ・法人市民税（上記1入札に付する事項(7)入札参加要件①の所在地におけるもので結構）  
 ・固定資産税（法人市民税と同様）  
 ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの  
 エ 登記簿謄本（上記1入札に付する事項(7)入札参加要件①の所在地がわかるもの）  
 (2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付  
 申込書等は、次のとおり受け付ける。  
 ア 受付期間 平成17年12月8日(木)から平成17年12月15日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで  
 イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課 施設担当  
 ウ 申請用紙 秋田市教育委員会総務課または秋田市ホームページから入手のこと。  
 4 入札保証金に関する事項  
 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、規則第109条第1項の各号に該当したときは免除する。  
 5 契約保証金に関する事項  
 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、規則第128条第1項の各号に該当したときは免除する。  
 6 入札の無効  
 規則第113条の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。  
 7 指名に関する事項  
 (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。  
 (2) 提出された申込書等の審査の結果等により指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を連絡する。  
 (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成17年12月19日(木)に行う。  
 8 設計書および仕様書の閲覧に関する事項  
 (1) 閲覧期間は、平成17年12月7日(木)から平成17年12月15日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。  
 (2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会総務課施設担当  
 住所 秋田市山王二丁目1番53号  
 山王21ビル3階  
 9 その他  
 (1) 申込書等の作成に係る費用は申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会総務課施設担当  
電話 018-866-2242

**秋田市公告**

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行うインフルエンザ予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき公告する。

平成17年12月7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
木 下 展 克	秋田市旭北栄町5番29号 白雄会白根病院

**秋田市公告**

秋田市立秋田北中学校の改築に関する基本・実施設計業務委託について、次のとおり技術提案書の提出を求めるので公告する。

平成17年12月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 委託を予定している業務の概要

- (1) 名称  
秋田市立秋田北中学校改築に関する基本・実施設計業務委託
- (2) 内容  
秋田市立秋田北中学校の校舎、屋内運動場、武道場等の改築に関する基本設計および実施設計（建築、構造、電気設備、機械設備）業務ならびに基本設計におけるワークショップへの出席、取りまとめ業務

- (3) 履行期間  
平成18年4月下旬～平成18年9月下旬

2 受託者の選定方法

- (1) 方式  
本業務の受託者選定は、公募型指名プロポーザル方式による。  
すなわち、定められた期限内に参加表明書を提出したもののうち、(2)に掲げる要件を満たすことが確認されたものを指名して、別に定める内容の技術提案書の提出を求め、審査委員会における審査の結果、本業務の実施に最も適切と判断されたものを相手方として随意契約を締結するものである。
- (2) 技術提案書の提出者に係る要件  
技術提案書を提出するものは、次に掲げる要件を全て満たす者又は当該要件を全て満たす者同士によるJV（共同企業体）でなければならない。  
ア 秋田市に本社を有し、本市における設計業務に係る入札参加有資格者であること。  
イ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を2名以上有すること。  
ウ 常勤職員を5名以上有すること。  
エ 過去10年間に、小・中・高等学校（秋田市内外を問わず）の増改築工事に関して建築設計を行った実績があること。  
（昭和54年建設省告示1206号「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準」にお

ける別表第2-1設計のうち(1)建築（総合）・基本設計若しくは(2)建築（総合）・実施設計に関する業務実績に限る。ただし、単独、JV、協力事務所としての参画等の受注形態は問わないものとする。）

- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- カ 建設設計業務に関し、国および地方公共団体から指名停止を受けている期間中でないこと。
- キ 本件に関して、他の提案者の協力事務所又は他のJVを構成する者になっていないこと。

(3) 技術提案書の評価基準

- ア 事務所の実力  
資格別技術者数、主要業務実績、類似業務実績、ワークショップの実績
- イ 担当チームの能力  
各技術者の資格・経験年数、総括責任者および各担当主任技術者の業務実績
- ウ 業務実施方針  
業務への取組体制、工程計画、動員計画、設計上特に配慮する事項等
- エ 下記の課題に対する提案内容
  - (ア) 秋田北中学校の教育目標である「優しさと学ぶ喜びを体得して、たくましく未来を生きぬく生徒の育成」について、建築空間としてのとらえ方と具現化するための建築上の考え方を示して下さい。
  - (イ) 「ライフサイクルコストの低減化」のための具体的な方策を示して下さい。
  - (ウ) 「地域の防災拠点」「地域のシンボル」「ぬくもりのある校舎」としての学校建築への考え方を示して下さい。
  - (エ) 施設が立地する地域特性を活かした「自然エネルギーの活用」についてアイデアを示して下さい。
  - (オ) その他の提案（独自に課題を設定し、提案を示して下さい。）

(4) 審査

技術提案書の審査は、別に設置する審査委員会において行う。

3 日程

- (1) 参加表明書の提出 平成17年12月22日(木)  
午後5時まで
- (2) 質問の受付 平成17年12月12日(月)～  
12月22日(木)
- (3) 技術提案書提出者の指名 平成18年1月上旬
- (4) 現地説明会 平成18年1月上旬
- (5) 技術提案書の提出 平成18年2月24日(金)  
午後5時まで
- (6) ヒアリング 平成18年3月上旬
- (7) 審査結果の通知 平成18年3月上旬

4 報償

技術提案書の提出者（審査の結果、本業務の実施に最も適切と判断された者および失格となった者を除く。）に対して、参加報償金として、1提案について10万円を支払う。

5 その他

その他、詳細は「秋田市立秋田北中学校の改築に係る公募型指名プロポーザル方式の実施に関する説明書」によるものとする。

当該説明書は、下記により交付するとともに、秋田市ホームページにおいて公開する。

- (1) 交付期間  
平成17年12月9日(金)～12月22日(木)、午前9時～午後5時  
(土曜日・日曜日および祝日を除く)
- (2) 交付場所  
〒010-0951 秋田市山王二丁目1番53号  
山王21ビル3階  
秋田市教育委員会 総務課 施設担当  
電 話：018-866-2242  
F A X：018-865-1851  
E-mail：ro-edmn@city.akita.akita.jp

**秋田市公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の施行について認可したので、同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年12月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 土地区画整理事業の名称  
御所野ニュータウン北第二地区土地区画整理事業
- 2 施行地区  
秋田市上北手猿田字堤ノ沢の一部
- 3 事務所の所在地  
秋田市山王六丁目9番25号
- 4 施行認可の年月日  
平成17年12月14日
- 5 施行者の名称および住所  
独立行政法人都市再生機構  
秋田都市開発事務所長 福 澤 進  
秋田市山王六丁目9番25号
- 6 事業施行期間  
平成17年12月14日から平成19年3月31日まで
- 7 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法  
独立行政法人都市再生機構秋田都市開発事務所の掲示板および秋田市役所の掲示板に掲示する

**秋田市公告**

**見 積 価 額 公 告**

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第99条の規定により、平成17年12月6日付け秋田市公告にかかる公売財産の見積価額を公告する。

平成17年12月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久  
(以 下 略)

**秋田市公告**

秋田農業振興地域整備計画（河辺地域）（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成17年12月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧場所  
秋田市山王一丁目2番34号 秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで。  
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

**秋田市公告**

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行うインフルエンザ予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき公告する。

平成17年12月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**別表**

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
傳 法 毅 久	秋田市南通みその町3番15号 中通総合病院
佐々木 香 奈	秋田市飯島西袋一丁目1番1号 秋田組合総合病院

**秋田市公告**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成17年度第8号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成17年12月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 閲覧場所 秋田市農林部農林総務課
- 2 閲覧期間 平成17年12月22日から  
平成18年1月18日まで  
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く平日。
- 3 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

**秋田市公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成17年11月14日付け秋田市指令第6551号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市南通築地12番24号  
湊 貞 之
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市土崎港西四丁目40番

**上下水道局公告**

**秋田市上下水道局公告**

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成17年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成17年12月2日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

賦課対象区域

金足下刈字雨池、金足下刈字北野、広面字板橋添、広面字高田および広面字屋敷田の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所）に面した土地または排水可能となる土地

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成17年12月22日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物件名	納品場所	納入期限
第24号	「上下水道のしおり」	秋田市上下水道局が指定する場所 (概ね2カ所)	平成18年3月29日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿の業種で印刷類に登録されていること。
- イ 秋田市内に印刷設備を有していること。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 秋田市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年1月18日(木) 午前10時00分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局

入札保証金 免除

契約日 平成18年1月20日(金)

- 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成18年1月11日(木)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出  
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付  
申込書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成17年12月22日(木)から平成18年1月11日(木)までの土曜日・日曜日・祝日、12/29、12/30、1/3を

除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書・入札書・委任状等

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成18年1月13日(金)に通知する。

5 仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成17年12月22日(木)から平成18年1月17日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書は、上下水道局ホームページにも掲載。見本は上下水道局総務課で閲覧できます。

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

